

# 障害者の地域生活支援も踏まえた 障害者支援施設の在り方について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

# 障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方について

## 障害者支援施設について

- 障害者支援施設とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第5条11項により「障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設」と規定されている施設である。具体的には、障害者に対し、主として夜間においては「施設入所支援」を提供するとともに、昼間は「生活介護」などの日中活動支援を行う社会福祉施設である。

## これまでの経緯等

- 令和4年6月13日の「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～」では、「障害者支援施設の在り方」について、「障害者支援施設における重度障害者等の支援体制の充実」「地域移行のさらなる推進」「障害者支援施設の計画相談支援のモニタリング頻度等」「障害者支援施設と地域の関わり」の4点を今後の取組として挙げている。  
また、同報告書では、「障害者支援施設については、重度障害者等に対する専門的・個別的支援の提供の推進、施設の有する知識・経験等の地域の事業者への還元等による地域への貢献などを行いつつ、施設からの地域移行を進める必要がある」としている。
- 日本政府においては、平成26年に障害者権利条約を批准し、令和4年9月に対日審査での総括所見において、勧告事項の1つとして「障害者の脱施設化及び自立生活支援」が盛り込まれた。また、令和4年9月に国連・障害者権利委員会により脱施設化ガイドラインが公表された。
- 第7期（令和6～8年度）障害福祉計画等に係る基本指針においては、施設入所者数の削減に関する成果目標について、「令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとともに、令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする」とされている。  
また、同指針では、「新たに施設へ入所する者を見込むに当たっては、グループホーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある」とされている。

# 障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方について

## これまでの経緯等（続き）

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、施設入所支援について、地域移行を推進するための取組として、
  - ・ 地域移行等意向確認担当者の選任や地域移行等意向確認等に関する指針の策定を義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする（令和8年度～）
  - ・ 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加を行った場合を評価するための加算を創設
  - ・ 施設入所者が希望する日中活動の提供を促進するため、障害者支援施設と隣接していない生活介護事業所等への送迎について、施設入所者も送迎加算を算定可能とするなどの対応を行った。

一方、引き続き検討・検証を行う事項として、

  - ・ 障害者支援施設の在り方について、「障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設ける」とされた。

- 検討に向けた材料を整理するため、「障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究（令和6年度障害者総合福祉推進事業）」において委員・協力団体からの意見収集、入所施設の実態調査、施設・法人ヒアリングや当事者・保護者ヒアリングを実施した。



上記を踏まえ、本検討会において、障害者支援施設の役割・機能を整理し、障害福祉計画の基本指針の見直しや次期報酬改定に向けた検討を行う。

# 障害者支援施設等の現状について

- 令和6年12月時点における施設数（請求施設数）は、2,526施設、施設入所支援の利用者数は122,026人となっている（国保連データ）。
- 令和6年7月～9月の3ヶ月平均の施設入所支援の総費用は21,029百万円で前年同時期より18.2%の増加、1人当たりの費用額は172,231円で前年同時期より19.8%の増加、1事業所当たりの費用額は8,328千円で前年同時期より19.6%の増加となっている（国保連データ）。
- 第7期障害福祉計画等に係る基本指針の成果目標においては、「令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする」とされているが、各都道府県の障害福祉計画における施設入所者の削減数・地域生活移行者数の目標については、削減率3.8%（削減見込数4,248人）、地域生活移行率5.6%（地域生活移行者数6,932人）となっている（令和7年5月時点）。
- 施設から地域生活へ移行した者は1,433人（令和4年4月1日から令和5年3月31日）、そのうちグループホームに移行した者は709人（49.5%）となっている（障害福祉計画に係る実施状況報告 地域移行アンケート）。
- 一方、障害者の入所施設からの地域移行者数については、平成18年度からの累計値で延べ5.2万人となっているが、年間の移行者数は減少傾向となっている（施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査）。

# 「障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究」 (令和6年度障害者総合福祉推進事業) について

## 障害者支援施設に対するアンケート調査について

障害者支援施設の実態を把握し、施設の役割や機能等を整理するための参考とするために実施  
(回収状況1,173施設/2,525施設、回答率46.5%)

(障害者支援施設のアンケート調査の主な集計結果)

- 利用者の状況についてみると、利用者の実人数は40～49名が333施設（28.4%）と最も割合が大きくなっている。利用者の男女比はおおよそ6：4であり、年代別では50歳代が27.9%と最も大きく、60歳代が22.4%とついで大きい。また、障害種別にみると、主たる障害は、知的障害が68.3%、身体障害が29.4%である。支援区分別にみると、区分6が56.9%、区分5が26.3%である。
- 居室の状況についてみると、「多床室及び個室のどちらもあり」が、58.6%と最も多く、「多床室のみ」は14.5%、「個室のみ」は26.8%である。「多床室及び個室のどちらもあり」、「多床室のみ」と回答した施設の今後の個室化の予定については、「個室化の予定なし」が64.1%、「一部の多床室を個室化」が20.4%、「すべての多床室を個室化」が14.9%である。  
ユニットケアの実施についてみると、ユニットケアを実施している施設は18.2%であり、実施していない施設は81.3%である。
- 日中活動の状況についてみると、「障害者支援施設として実施している日中活動サービスを利用（居住する建物内）」が全体の80.3%と最も大きく、次いで「障害者支援施設として実施している日中活動サービスを利用（居住する建物外だが敷地内）」が14.1%である。  
日中活動の実施方法ごとでは、「複数の日中活動を準備し、支援者が利用者ごとに内容を選択して実施」が44.0%である。
- 高齢化対応として支援サービスの強化をしている支援内容についてみると、「健康相談・健康診断の拡充」が48.4%と最も大きく、次いで、「看護師の配置・増員」が42.9%である。また、高齢化対応として実施している設備の充実の対策としては、「手動車椅子の設置・増設」が57.7%と最も大きく、次いで、「手すりの設置・増設」が49.7%である。

# 「障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究」 (令和6年度障害者総合福祉推進事業) について

## 障害者支援施設のアンケート調査の集計結果

- 医療的ケアの実施状況についてみると、実施している施設は52.6%である。医療的ケアの実施内容は、「服薬管理（麻酔の管理を除く）」が57.4%と最も多く、ついで「浣腸」が11.4%であり、その他の項目は5%未満であった。強度行動障害のある方への対応についてみると、重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定している施設は49.9%である。
- 緊急時を含む脱施設化に関するガイドラインにおける施設の典型的要素を踏まえた支援等の状況についてみると、「本人の意思を尊重しつつ、施設外での活動や地域での生活を見据えた支援が実現できている」と回答している施設は、39.2%である。
- 地域移行の取組状況についてみると、利用者の希望を踏まえた地域移行に係る取組を「すべての利用者について取り組んでいる」と回答した施設は18.2%である。「移行可能と思われる入所者に限定して取り組んでいる」と回答した施設は42.7%であり、取り組んでいない施設は35.8%である。取り組んでない理由については、「地域での居住の場（グループホーム等）が少ない」「入所者が地域移行した際に、見守りや必要なサービス提供を行う関係機関とのネットワークが不十分」が4割以上である。また、「入所者にとって施設の支援が一番適切であるため、地域移行は不要」も32.1%である。
- 地域移行に取り組んでいると回答した施設における入所者が社会生活能力を習得するための取組状況についてみると、取組を行っている施設は63.8%である。実施している施設の半数以上が実施している具体的な内容は「生活能力の習得に向けた施設内での自活訓練（生活時間の管理等）」「定期的に買い物実習等を実施（日常的な地域交流）」である。また、住まいの場を確保するための取組を実施している施設は46.3%である。「実施している」と回答した施設が行っている具体的な取り組みは「法人自らグループホーム等住まいの場を整備」が81.6%である。
- 地域で障害者を支える体制づくりについてみると、実施している施設は53.9%である。具体的な取り組み内容については、「法人自らが地域の障害者に対する訪問サービスや通所サービスを実施」「グループホーム等に対するバックアップ（緊急時等の応援態勢等）」「関係機関との連携・協議を通じた、見守りや相談等のネットワークづくり」が5割以上である。地域で障害者を支える体制づくりを行う上での課題についてみると、「施設において地域の体制づくりのための人手が確保できない」が36.4%、「施設として、地域とどのように連携をとればよいのかノウハウが不十分」が17.0%である。

# 「障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究」 (令和6年度障害者総合福祉推進事業) について

## クロス分析結果の概要

- 以下の取組を実施していると回答している施設については、地域移行の実績があると回答している割合が多く、有意な関係性が認められた。
  - ・ 建物外での活動
  - ・ 地域で障害を支える体制づくりの実施
  - ・ 地域生活支援拠点等の実施
  - ・ 社会生活能力習得のための取組
  - ・ 住まいの場確保の取組
  - ・ 地域移行に向けて利用者の意識を高めるための取組
  - ・ 家族の理解を得るための働きかけの取組
  - ・ 脱施設化ガイドラインの取組
  
- 一方、以下の項目と地域移行の実績については、有意な関係性は認められなかった。
  - ・ 建物の形態（個室化、ユニットケア）
  - ・ 障害種別による施設の分類

# 「障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究」 (令和6年度障害者総合福祉推進事業) について

## 自治体アンケート調査の結果について

障害者支援施設の待機者の把握状況及び把握したときの基準や考え方について調査を実施

- 障害者支援施設の待機者の把握状況について、「把握している」と回答した自治体は約5割、「一部把握している」と回答した自治体は約1割であった。「把握していない」と回答した自治体は約4割であった。待機者数を把握していない理由としては、「入所待ちについて知りたいというニーズは少なく、待機者把握の必要性を感じない」「待機者の定義づけが困難なため」という回答であった。
- 待機者数を把握していない自治体のうち、今後、待機者数を把握する予定の有無について、「予定がある」と回答した自治体は約1割、「予定がない」と回答した自治体は約9割であった。
- 待機者数を把握している場合の把握する際の頻度について、「毎月把握している」と回答した自治体が約2割、「毎年把握している」と回答した自治体が約4割、「障害福祉計画を作成する際に把握している」自治体が約1%、「その他」と回答した自治体が約3割である。
- 待機者数を把握している場合の複数施設に申し込んでいる者について実人数として把握しているかについて、「把握している」と回答した自治体が約5割、「把握していない」と回答した自治体が約5割であった。
- 待機者数を把握している場合の入所希望理由の把握の有無について、「把握している」と回答した自治体は25%、「把握していない」と回答した自治体は75%であった。また、把握している場合の理由について、「本人が希望している」と回答した自治体が約4%、「家族が希望している」と回答した割合が約5割、「本人の行動改善や生活能力の向上のため」と回答した割合は約6%、「その他」と回答した割合が約4割であった。
- 待機者数の把握にあたり、どのような定義を定めているか「入所申し込みに対して入所できていない数としている」と回答した自治体は約7割、「緊急性の基準を定めた上で、入所できていない数としている」と回答した自治体が約7%、「その他」と回答した自治体が約2割であった。

→ 自治体によって、待機者数の把握の有無や考え方等について、ばらつきがあることがわかった

# 「障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究」 (令和6年度障害者総合福祉推進事業) について

## 障害者支援施設に対するヒアリング調査概要

### 【障害者支援施設に対するヒアリング調査について】

障害者支援施設における支援実態や、地域移行、地域生活支援に係る現場の工夫や課題等を把握するため、障害者支援施設や地域生活支援を実践している事業所・法人に従事する支援者、施設利用者（当事者）及び利用者の家族にヒアリングを行った。

(施設ヒアリングで把握した主な取組について)

- 設備、機能の工夫
  - ・ 重度障害者や強度行動障害の方などの個別対応のための個室化、ユニット化
  - ・ 支援の質向上や利用者の重度化・高齢化への対応のため、ICT機器の導入や専門職の配置 等
- 日々の処遇
  - ・ 日中活動は施設外に通所し、メリハリのある活動を実施
  - ・ 複数の日中活動を用意し、支援者か本人に選択させている
  - ・ 定期的な買い物などで日常的な地域交流や入所者の社会生活の能力を習得する活動の実施 等
- 地域移行への支援
  - ・ 入所の際に地域生活への移行が目標であることを本人・家族に説明の上、同意を得るなどお互いの合意のもとで進めている
  - ・ 日中活動後にグループホームの場所だけを見学する等、小さな経験を繰り返して、地域移行の動機付けをしていく取組を行っている
  - ・ 移行しても合わなかった場合、施設に戻って支援を再構築する 等
- 地域生活への支援
  - ・ 短期入所の受入も積極的に行う
  - ・ 自主製品の製作、販売など地域の学校、自治体等と連携した活動 等

# 「障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究」 (令和6年度障害者総合福祉推進事業) について

## 障害者支援施設に対するヒアリング調査概要

### (当事者及び家族ヒアリング)

- 地域移行前（入所中）の当事者
  - ・ 施設だと話ができる方が少ない。以前は話ができる人もいたが退所してしまったことをきっかけに地域での生活を希望している。
  - ・ いつまでに地域での生活を始めるか決めてはいないが、自分でお金を稼いで生活がしたい
  - ・ 地域移行に向けての相談は、施設における相談員の方へ話しているなどの地域移行に向けた前向きな意向の声があった。
- 地域移行後（退所後）の当事者
  - ・ グループホームへ移行したことにより、生活が大きく変わった
  - ・ 現在の生活や支援には満足しているなどの地域移行後の現状について声があった。
- 地域移行前（入所中）の家族
  - ・ 遠方の施設に入った際に、両親としてはずっとその施設に入ると思っていた。本人が地元での生活を希望した際に、自分たちの近くに来ることが怖いと感じており、外出のルールが変わってしまうことでまた暴れてしまうのではないかと心配していた
  - ・ グループホームへの移行も、駄目だったら施設に戻ってくれば良いと施設側から話してもらったことが安心材料となっているなどの声があった。
- 地域移行後（退所後）の家族
  - ・ グループホームへの移行前より家族として望んでいた支援を受けられており、今の本人の置かれている状況に満足しているなどの声があった。

# 障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関する論点

## 議論いただきたい論点

1. 障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿について、脱施設化ガイドラインにおける「施設」の典型的要素も参考にしつつ、例えば以下の観点から、どのように考えるか。
  - ① 生活の様々な場面における自己実現に向けた本人の意思・希望の尊重（意思決定支援の在り方）
  - ② 居室（個室、ユニットケア等）、定員（小規模化等）や生活環境、日中活動の状況（敷地外での活動等）、重度化・高齢化への対応、看取りへの対応などの運営体制
  - ③ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者等への専門的な支援、専門性の地域への還元
  - ④ 重度・重複障害のある方を含む地域移行を進めるための取組
  - ⑤ 障害者の地域生活を支える機能、緊急時や災害時の対応
2. 今後の障害福祉計画の目標（施設入所者数、地域移行数等）の基本的方向性について、例えば以下の観点から、どのように考えるか。
  - ① いわゆる「親なき後」を含む一定の居住支援のニーズがあること（現在の障害者支援施設の待機者の把握状況は自治体間でばらつきがあることに留意）
  - ② 足下の障害福祉計画の目標の達成状況（特に、既に入所期間が長期にわたる入所者の状況）
  - ③ 住まいとしての障害者支援施設とグループホームとの共通点・相違点
  - ④ 厳しい人手不足の状況下における居住支援に係る生産性向上や定員規模
  - ⑤ 障害福祉計画の目標と施設整備費補助金の対象要件等との整合性

(参考資料)

# 障害者総合支援法施行後3年の見直しについて ～社会保障審議会 障害者部会 報告書～（令和4年6月13日）（抄）①

## 障害者支援施設に係る記載（抜粋）

### Ⅱ 基本的な考え方

#### 1. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

##### (1) 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

- こうした取組を進めるに当たっては、障害者総合支援法の基本理念である「可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること」、「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され」ること等を踏まえ、入所施設や病院からの地域移行を促進する必要があることを明確化していくとともに、親元からの自立を含めたライフステージ全体や、様々な地域生活を支える社会資源全体の基盤整備も視野に入れた、障害者本人の意思を尊重すること、個々の障害者の支援の必要性に即することを基本とした総合的な支援を進めていく必要がある
- また、障害者支援施設については、重度障害者等に対する専門的・個別的支援の提供の推進、施設の有する知識・経験等の地域の事業者への還元等による地域への貢献などを行いつつ、施設からの地域移行を進める必要がある。

### Ⅲ 各論点について

#### 1. 障害者の居住支援について

##### (1) 現状・課題

- 障害者支援施設は、市町村、都道府県が作成する障害福祉計画において設定された地域生活へ移行する者の数や入所者数の削減に関する目標値を踏まえ、地域移行に取り組んでいる。一方、障害者の重度化・高齢化を踏まえて、人員の確保を図りながら強度行動障害を有する者、医療的ケアの必要な者などのための専門的支援を行っている。

##### (2) 今後の取組

###### (重度障害者の支援体制の整備)

- グループホームは、入所施設からの地域移行をより一層推進する観点から、障害者の重度化・高齢化に対応するための受入体制の整備を図っていく必要があるとともに、強度行動障害の支援はグループホームにおける個別的な支援がなじむ面がある。障害者支援施設は、第一種社会福祉事業として自治体又は社会福祉法人という公益性の高い主体が運営している。実際に入所している障害者へのサービス提供に当たっては、施設入所者の生活の質の向上を図る観点から、障害者の重度化・高齢化を踏まえた手厚い人員体制の整備を図りながら、強度行動障害者、医療的ケアの必要な障害者などのための専門的支援も行っている。上記を踏まえ、グループホームと障害者支援施設の役割を検討する必要がある。

## 障害者支援施設の在り方

### （障害者支援施設の在り方）

#### <障害者支援施設における重度障害者等の支援体制の充実>

- 障害者支援施設では、これまでも強度行動障害や医療的ケアのある方など様々な障害者に対する支援を実施しているが、個々の利用者に対する支援の質の向上に向けて、ユニット化や個室化など適切な個別支援に向けた必要な生活環境の把握を進めるとともに、障害者支援施設が果たしている専門的な支援等における役割を踏まえ、現行の人員配置や支援内容に対する報酬上の評価等について検討すべきである。

#### <地域移行の更なる推進>

- 地域移行を更に進めるためには、障害者支援施設は地域移行を担う職員をその施設に配置するなど利用者の地域移行により一層取り組むことのほか、地域生活支援拠点等に配置されるコーディネーターが、障害者支援施設の担当職員等と地域移行に向けて連携・協力しつつ、利用者の地域移行のニーズの把握と働きかけの実施、地域移行支援や体験利用へのつなぎなどの地域移行の推進に向けた役割を担うことについて、地域生活支援拠点等の法令上の位置付けの明確化と併せて検討する必要がある。

#### <障害者支援施設の計画相談支援のモニタリング頻度等>

- 障害者支援施設入所者に係るサービス等利用計画のモニタリングは、現状は6月毎を標準期間としている。相談支援事業について、サービス提供事業者からの独立性・客観性の確保を高める等により、障害者支援施設からの地域移行を推進する観点から、障害者支援施設入所者に対するモニタリング頻度を一定期間高める等により、障害者支援施設のサービス管理責任者や様々な関係者とチームにより協力・連携しつつ、地域移行を選択肢に入れた意思決定支援に丁寧に取り組むこと等について、調査研究事業に基づき検討する必要がある。

#### <障害者支援施設と地域の関わり>

- 障害者支援施設では、生活介護や就労系サービスなどの日中活動系サービスや短期入所等の実施により、障害者の地域生活を支える役割を担っている。こうした知識・経験やノウハウについて、地域の障害福祉サービス事業者に還元するなど、地域生活支援の体制づくりに積極的に関与するとともに、地域との交流や地域貢献に取り組むことについて検討する必要がある。

# 障害者総合支援法施行後3年の見直しについて ～社会保障審議会 障害者部会 報告書～（令和4年6月13日）（抄）③

## 地域移行、地域生活支援の更なる推進

（地域移行、地域生活支援の更なる推進）

- 今後も、障害者総合支援法の基本理念に基づき、地域移行、地域生活支援をしっかりと前進させていく必要がある。特に、上記の「（2）今後の取組」の「重度障害者の支援体制の整備」、「地域生活支援施策の充実」、「グループホームにおける障害者が希望する地域生活の継続・実現」、「障害者支援施設の在り方」それぞれに示した各施策は、いずれも地域移行、地域生活支援を進めていくための具体的方策として重要なものであり、まずはこれらが実効ある形で着実に進められる必要がある。
- その上で、更なる地域移行、地域生活支援を進めていくために、この間の地域移行の進展状況や、そのために必要な地域生活支援施策の実施状況についての実態把握を行い、各施策の検証を行っていくとともに、具体的な課題については当該課題に応じた形で検討を着実に進め、障害者の地域移行、地域生活がさらに促進されるための取組を継続的に行っていく必要がある。

## 障害者支援施設に係る記載（抜粋）

### 13. 医療と福祉の連携について

#### (2) 今後の取組

（医療と計画相談をはじめとする相談支援等の連携について）

- 障害者支援施設等の入所者の高齢化・重度化が進む中、施設での看取りを希望する障害者に対する支援について、本人の意思決定に関する取組状況等を把握する必要がある。

## 第3 終わりに

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に設置した検討チームにおいて、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。
- 今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、引き続き検討・検証を行う。

### ① 障害者支援施設の在り方について

- 障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設ける。

### ② 共同生活援助における支援の質の確保について

- 共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和6年度以降検討する。

### ③ 共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて

- 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、引き続きその在り方を検討する。

### ④ 障害福祉サービスの地域差の是正について

- 障害福祉サービスの地域差を是正し、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討する。

### ⑤ 計画相談支援及び障害児相談支援について

- 相談支援事業所における手話通訳士等によるコミュニケーション支援の実態を把握するとともに、コミュニケーション支援の体制を確保する方策について検討する。

### ⑥ 質の高い障害児支援の確保について

- 質の高い障害児支援の提供を推進するため、支援に当たる人材の配置や評価の在り方について検討する。
- 障害児相談支援について、セルフプランの状況等も踏まえながら、必要な質・量を確保する方策について、引き続き検討する。

### ⑦ 障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現について

- 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。

### ⑧ 処遇改善の実態把握等について

- 今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

### ⑨ 経営実態調査のさらなる分析について

- 次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、障害福祉事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、「障害福祉サービス等経営概況調査」や「障害福祉サービス等経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。

### ⑩ 食事提供体制加算等について

- 食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を行うための要件を新たに設け令和9年3月31日まで経過措置を延長することとするが、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者等との公平性等の観点も踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。
- 児童発達支援センターの、自園調理を前提とした基準（調理室の設置、栄養士等の配置）について、今後、構造改革特別区域法に基づく特例措置の全国展開に関する検討に対応することとし、同特例措置の実施状況や現場の支援の状況等も踏まえながら、更に検討を深める。

### ⑪ 補足給付の在り方について

- 施設入所者に対する補足給付の在り方については、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、引き続き検討する。

### ⑫ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化について

- 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行う。  
また、令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討する。

- 2022年9月9日、ジュネーブにおいて8月22日及び23日に行われた第1回政府報告審査を踏まえた障害者権利委員会の総括所見が公表された。
- 2014年の障害者権利条約締結以降、我が国が同条約を履行する上で進めてきた立法措置や取組について肯定的に評価する一方、障害者施策に関する多岐にわたる事項についての勧告等が盛り込まれた。

## 【総括所見のポイント】

### 1. 肯定的に評価された主な立法措置及び取組

- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行、障害者差別解消法改正、障害者雇用促進法改正等
- 第4次障害者基本計画策定、障害者政策委員会の設置等

### 2. 主な勧告事項

#### (1) 一般的原則及び義務（第1条～第4条）

- 障害者の保護に関するすべての法政策と障害者権利条約の調和
- 政策意思決定過程における障害者団体との協議及び協力の確保
- 「心身の故障」等侮蔑的用語の廃止
- 優生思想及び非障害者優先主義への対応

#### (2) 個別の権利（第5条～第30条）

- あらゆる分野における合理的配慮の確保
- ジェンダーの視点の主流化
- 非自発的入院及び治療の廃止
- 成年後見制度の廃止
- 障害者の脱施設化及び自立生活支援
- インクルーシブ教育の確保
- 民間・公共セクターにおける障害者雇用の迅速化

### 3. 今後のスケジュール

- 2028年2月に第2回定期報告の提出を求められている。

# 障害者の権利に関する委員会 日本の第1回政府報告に関する総括所見（抄）

## 自立した生活及び地域社会への包容（第19条）

41. 委員会は、以下を懸念をもって注目する。

- (a) 知的障害者、精神障害者、障害のある高齢者、身体障害者及びより多くの支援を必要とする障害者、特に地域社会の外にある施設で生活する障害者、並びに、家族及び地域生活を奪う様々な種類の施設における、障害のある児童の中で、特に、知的障害、精神障害もしくは感覚障害のある児童及び児童福祉法を通じた、より多くの支援を必要とする児童の施設入所の永続。
- (b) 公的及び民間の精神科病院における精神障害者及び認知症を有する者の施設入所の推進。特に、精神障害者の期限の定めのない入院の継続。
- (c) 保護者の下で、実家で生活している者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の下でグループホームのような特定の施設形態に置かれる者も含め、障害者が居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会が限定的であること。
- (d) 居住施設や精神科病院にいる障害者の脱施設化及び他の者との平等を基礎とし、障害者の地域社会での自立した生活のための、自律と完全な社会的包容の権利の認識不足を含む国家戦略及び法的枠組みの欠如。
- (e) 利用しやすく負担しやすい費用の住居、在宅サービス、個別の支援及び地域社会におけるサービスを利用する機会を含む、障害者が地域社会で自立した生活を送るための支援の整備が不十分であること。
- (f) 障害の医学モデルに基づく地域社会における支援及びサービスの供与に関する評価形態。

※外務省 第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見 和文仮訳より引用

# 障害者の権利に関する委員会 日本の第1回政府報告に関する総括所見（抄）

## 自立した生活及び地域社会への包容（第19条）

42.自立した生活及び地域社会への包容に関する一般的意見第5号（2017年）及び脱施設化に関する指針（2022年）に関連して、委員会は締約国に以下を要請する。

- (a) 障害者を居住施設に入居させるための予算の割当を、他の者との平等を基礎として、障害者が地域社会で自立して生活するための整備や支援に再配分することにより、障害のある児童を含む障害者の施設入所を終わらせるために迅速な措置をとること。
- (b) 地域社会における精神保健支援とともにあらゆる期限の定めのない入院を終わらせるため、精神科病院に入院している精神障害者の全ての事例を見直し、事情を知らされた上での同意を確保し、自立した生活を促進すること。
- (c) 障害者が居住地及びどこで誰と地域社会において生活するかを選択する機会を確保し、グループホームを含む特定の生活施設で生活する義務を負わず、障害者が自分の生活について選択及び管理することを可能にすること。
- (d) 障害者の自律と完全な社会包容の権利の承認、及び都道府県がその実施を確保する義務を含め、障害者の施設から他の者との平等を基礎とした地域社会での自立した生活への効果的な移行を目的として、障害者団体と協議しつつ、期限のある基準、人的・技術的資源及び財源を伴う法的枠組み及び国家戦略に着手すること。
- (e) 独立し、利用しやすく負担しやすい費用の、いかなる集合住宅の種類にも含まれない住居、個別の支援、利用者主導の予算及び地域社会におけるサービスを利用する機会を含む、障害者の地域社会で自立して生活するための支援の整備を強化すること。
- (f) 障害者にとっての社会における障壁の評価及び障害者の社会参加及び包容のための支援の評価を含む、障害の人権モデルに基づいた、地域社会における支援及びサービス提供を確保するため、既存の評価形態を見直すこと。

# 障害者の権利に関する委員会

## 諸外国の政府報告に関する総括所見（第19条に関連する勧告内容）①

[] 内は総括所見が発表された年

イギリス【2017】	フランス【2021】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立して生活し、地域社会に参加することを主体的権利として認識し、そのすべての要素の法的強制力を認識し、権利に基づく政策、規制、およびガイドラインを採用して、確実に実施する</li> <li>・ 社会的支援と自立生活の分野で十分な資金と適切な戦略を通じて、政策改革の悪影響に対処し防止するために、障害者の組織と密接に協議して定期的な評価を実施する</li> <li>・ 障害のある人が自立して生活し、地域社会に参加し、自分たちの住居の場所やどこで誰と住むかを選択する権利を行使することを可能にするため、適切な資源を継続的に割り当てられるように、適切で十分な、用途を絞った予算を権限移譲された政府を含む地方政府および行政機関に提供する</li> <li>・ 障害者の脱施設化を目指し、障害者団体との緊密な協力のもとで作成される包括的な計画を立て、教育、児童ケア、輸送、住宅、雇用、社会保障を含む全体的かつ横断的なアプローチを通じて地域に根ざした自立生活スキームを開発する</li> <li>・ 支援サービスが利用可能で、アクセス可能で、手頃な値段で、受け入れやすく、適応可能で、都市部と農村部のすべての障害者のそれぞれの異なる生活状況に配慮したものとなるよう、十分な資源を割り当てる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のある子どもと大人の施設収容を、小規模な居住型施設も含めて廃止し、障害のある人の施設収容を廃止するための国家戦略と行動計画を策定し、期限付きのベンチマーク、人的・技術的・財源的資源、実施と監視の責任、施設から地域社会での生活への移行を支援する措置を盛り込む</li> <li>・ ベルギーの施設への障害者の入所を一時停止することを合意し、障害児の家族を支援し、障害者が地域社会で自立して生活する権利を擁護する措置を強化する</li> <li>・ 法律において自立して地域社会で生活する権利を認め、それを実現するための措置を講じ、また、キャンペーンなど、自立して地域社会で生活する権利や施設収容が障害者に及ぼす有害な影響に関する啓発策を策定する</li> <li>・ 利用者主導の予算や個別支援など、自立した生活や地域生活を送るための支援の利用可能性を確保し、障害者が生活に関する選択と管理を行い、どこで誰と暮らすかに関する決定を行うことを可能にする</li> <li>・ 障害者が、集合住宅以外の場所で、個人の選択に基づいて、手頃な価格で利用しやすい住宅を利用できるようにするための措置を講じる</li> <li>・ 教育、保健、労働、雇用などの主流の地域サービスについて、障害者が完全に利用できるようにするための達成時期と基準を設定する</li> </ul>

# 障害者の権利に関する委員会

## 諸外国の政府報告に関する総括所見（第19条に関連する勧告内容）②

【】内は総括所見が発表された年

ドイツ【2023】	韓国【2022】	スウェーデン【2024】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設間移行を防止し、小規模ホームを含む障害のある人の施設収容を廃止することを優先させるための包括的な脱施設化戦略を策定すること。当該戦略には、施設から地域生活への移行を支援する措置を含める</li> <li>・手頃な価格で利用可能な住宅の供給を増やすこと、パーソナル・アシスタンスとサービスを確立すること、追加費用の要件や包摂給付やサービスの強制的なプール制を撤廃すること、パーソナル・バジェット活用の複雑さをなくすこと、共同住宅ではなく個人の要求に基づく給付手当を設定することなどにより、障害のある人が住む場所や相手を選択する際の障壁を取り除く方策を策定する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者団体との協議の上、自立生活支援計画を見直し、障害者権利条約に沿ったものにするるとともに、障害のある人の生活形態に関する選択権と自己決定権、特定の生活形態での生活を強いられない権利、地域社会から隔離されることなく地域社会にインクルージョンされることの価値についての理解を促進するための啓発活動や十分な予算措置、その他の対策を確実に含むようにする</li> <li>・居住施設に置かれている障害のある大人と子どもの脱施設化プロセスのための戦略の実施を拡大し、障害のある人が自立して生活し、地域社会に参加できるようにすることを目的とする地域密着型サービスの利用可能性を高める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設が閉鎖されるまでの独立した監視を行う</li> <li>・既存の施設を閉鎖し、障害者の再施設化を防止するための関連政策を推進する</li> <li>・障害のある子どもが家族とともに暮らしたり、施設ではなく家庭環境で成長したりするための支援システムを強化するための措置を行う</li> <li>・安全で手頃で利用しやすい地域密着型住宅の供給増加を含め、障害者がどこで誰と住むかを選択する際の障壁を取り除くための措置を行う</li> </ul>

出典：令和6年度障害者総合福祉推進事業「障害保健福祉政策についての国際的動向に対応した諸外国の政策等の調査・分析」

# 緊急事態対応を含む脱施設化に関するガイドライン (2022年9月9日国連障害者権利委員会公表)

## ○ 脱施設化ガイドラインとは

本ガイドラインは、障害者権利条約第19条に関する一般的意見第5号（2017年）と、障害がある人の自由と安全に対する権利に関するガイドライン（第14条）を補完するものである。

障害がある人が自立して生活し、地域社会に含まれる権利を実現するために、締結国を導き、支援するものである。また、脱施設化のプロセスおよび施設収容を防ぐ計画を策定する際の土台となるものである。

## (一部抜粋)

7. 施設収容は、障害がある人が自立して生活し、地域に含まれる権利と相反するものである。
  8. あらゆる形態の施設収容を廃止し、施設への新規入所を終わらせ、施設への投資を控えるべきである。  
(以下略)
14. 施設には、次の明確な典型的要素が存在する。
- ・ 介助者を他人と共有することが義務付けられ、誰に介助をしてもらうかについての意思表示権がない、または制限されている
  - ・ 地域での自立した生活から隔離され、分離されている
  - ・ 日々の決定をコントロールできない
  - ・ 誰と暮らすかという関心事についての本人の選択肢がない
  - ・ 個人の意思や希望に関係なく、日常生活が厳格である
  - ・ 一定の管理のもと、個人が属するグループ単位に、同じ場所でほぼ同じ活動を行う
  - ・ サービス提供が父権主義的アプローチである
  - ・ 生活環境を監督する
  - ・ 同じ環境に障害のある人が偏っている

# 障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル（概要） （令和6年度障害者総合福祉推進事業）

- 地域移行等の意向確認の取組みに、より実効性を持たせるため、主に障害者支援施設に勤務する支援者が、地域移行等の意向確認を実施する際に活用するマニュアル

作成の目的	<ul style="list-style-type: none"><li>• すべての入所者に対して地域移行等の意向の確認をすることが令和6年度から努力義務化、令和8年度からは義務化される。</li><li>• 意向確認の実施状況及び実際の支援方法は施設によって様々である。 →こうした現状を踏まえ、地域移行等の意向確認の取組みに、より実効性を持たせるため、施設における地域移行等の意向確認マニュアルを作成</li></ul>
想定する読み手	<ul style="list-style-type: none"><li>• 主に障害者支援施設に勤務する支援者が、地域移行等の意向確認を実施する際に活用するものとしての位置づけ</li><li>• また、相談支援専門員をはじめとする地域の関係者や、利用者の家族も読み手となることを想定し、地域の関係機関の役割や連携についても言及</li></ul>
作成のポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>• 国の意思決定支援ガイドラインを踏まえつつ、現場の支援に活用できるような具体的なアプローチ、メソッド等を示している。</li><li>• 基準省令等で示されている内容を踏まえつつ、先行研究（好事例）やヒアリング調査から得られた示唆等を受け、委員による議論を基にマニュアルとして記載すべき内容を追加。</li><li>• 文章だけではなく、表や図・イラスト等も多く含めるとともに、簡易版も作成するなど、より現場の職員が手に取りやすい工夫を行っている。</li></ul>
対象とする範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>• 障害者支援施設に入所している利用者の地域移行等に係る意向確認を対象とする。</li><li>• 意向確認が必要な場面として、入所直後のアセスメント時や、その後の日中活動や地域移行等に関する意向確認についてフロー図で示し、本マニュアルの対象範囲を明示する。</li></ul>

# 令和5～6年度 厚生労働科学研究「障害者支援施設、共同生活援助事業所、居宅支援における高齢障害者の看取り・終末期の支援を行うための研究」（研究代表者：根本昌彦）

## 【研究の目標】

地域移行を進めている障害者支援施設でも利用者の高齢化が進んでおり、実際に本人意思に基づく看取り・終末期対応の実績がある施設も出てきている。看取り・終末期を含む医療的ケアにおいては、施設内での体制強化のみでは対応が難しいため、地域の医療機関等との連携によって適切な対応を取れる体制づくりを目指すことが重要であり、現場の対応準備が求められている。

そのため、本研究では、高齢期から終末期の利用者への対応において、障害者支援施設や共同生活援助事業所、居宅支援事業所等（以下「障害者支援施設等」という。）が医療機関及び介護保険施設等（以下「医療機関等」という。）との連携を図る上で備えるべき内容を明らかにすることを目標とする。

## 【求められる成果】

高齢化した障害者が本人意思に基づいた終末期を迎えるには、本人意思を知るための高齢期以前からの支援の経緯、利用者にとってのQOLを維持する要素、加齢に伴う変化、終末期にへ向けた障害者及び家族への意思決定支援に必要な人生会議の実施、グリーフケア等の支援員支援、看取り後の支援ニーズ、障害者支援施設等と医療機関等との連携等が重要となる。これらを取りまとめたマニュアルを作成し、周知・啓発を行うためのコンテンツの作成（冊子、デジタルコンテンツ等）、研究成果を踏まえたセミナー、研究会等を開催することで各地の高齢障害者支援を行う事業所に普及を促す。

## 【看取り導入マニュアルの概要】

1. 障害者と看取りの背景
2. 看取り支援のはじめかたと進め方-望む場所で看取るということ（入所施設、GH、家、病院）
  - (1) 看取りに関する意思の確認とACP
  - (2) 職員への看取り教育（研修）
  - (3) 看取りの環境整備：準備するもの（指針、マニュアル、研修、同意書、緊急時の確認書）、グリーフケア体制（他利用者、家族、職員）
  - (4) 看取り支援可否の判断：フローチャート
  - (5) 医療連携：地域医療連携、医師の役割、看護の役割
  - (6) 家族との協力：家族の想い、意思決定支援/ACPへの参加、家族への説明方法（配慮のポイント）
  - (7) 看取り支援の実践とポイント：身体的苦痛の緩和、精神的苦痛の緩和、社会的苦痛の緩和、スピリチュアルな苦痛の緩和
  - (8) 亡くなった後の対応：各種手続き、葬式、納骨など

# 省力化投資促進プラン（障害福祉）概要

令和7年5月14日第34回新しい資本主義実現会議資料

## （障害福祉分野関係）

### 1 実態把握の深堀

- 障害福祉分野でも、有効求人倍率が相対的に高い水準で推移しており、障害福祉サービス利用者数が増加する中で、人材確保が喫緊の課題
- 介護テクノロジーの導入促進や協働化等の支援を通じた直接処遇業務の効率化・質の向上を進めるとともに、手続負担の軽減等を通じた間接業務の負担軽減を一層推進することが重要
- これまでに実施した調査研究事業等から、介護分野同様に、支援内容の記録業務等のICT化や見守り支援機器の活用が効果的と分析

### 2 多面的な促進策

- 見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算要件緩和（令和6年度報酬改定）、障害福祉分野における介護テクノロジー導入費用に対する補助、協働化等の支援（令和6年度補正予算）等
- 障害福祉の職場環境改善事例集の作成（令和5年度）等
- 令和7年度、障害福祉現場の生産性向上の目指すべき姿や必要な取組を可視化するための調査研究を実施
- 障害福祉分野における手続負担の軽減を図る観点から、指定申請及び報酬請求関連文書について標準様式及び標準添付書類の使用を基本原則化（令和7年3月府省令等改正、令和8年4月施行予定）
- 標準様式等を用いた電子的な申請・届出を含め、事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの整備について、令和9年度中を目途に実現する方向で検討

### 3 サポート体制の整備・周知広報

- 一部の自治体において障害福祉分野も対象としたワンストップ型窓口を設置しているが、今後、更なる窓口設置の促進に向けた取組を検討

### 4・5 目標、KPI、スケジュール

- ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の増加：32.3%（現状）→50%（2026年）→90%以上（2029年）
- 都道府県ワンストップ窓口設置数の増加：4（現状）→10以上（2026年）→47（2029年）等

### 3 整備方針について

#### （2）留意すべき事項について

障害者支援施設（施設入所支援）の整備については、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本指針」という。）において、「令和4年度末の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、（中略）令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。その際、（中略）施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を合わせて行う事を基本とすること等の取組を推進することが求められることを考慮」し、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5パーセント以上削減することを基本としている。

加えて、行政事業レビューにおいて、KPIを「入所施設の施設整備（※）において、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に整合した都道府県・市町村の障害福祉計画に基づく整備の割合が100%になることを目指す」とすることとしている。

（※）定員の増減を伴わない入所施設整備のうち、国土強靱化整備分については別途指標を設定していることから、当該KPIの対象外とする。

これらを踏まえ、障害者支援施設の整備においては、当該整備前・後の施設入所者数と、都道府県市の障害福祉計画における施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標並びに基本指針との整合性について確認することとする。

なお、基本指針において、「新たに施設へ入所する者を見込むに当たっては、グループホーム等での対応が困難な者等、真に施設入所支援が必要な場合の検討等を市町村、関係者により協議の上、その結果を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある」とあることを踏まえ、施設入所者数の増を伴う整備については、グループホームでの対応が困難な者の利用など、真に必要と認められる場合に限り、かつ、当該都道府県市の障害福祉計画の区域内の施設入所者総数が増加しない範囲で行われることを条件とする。

やむを得ず、地域の実情により、これにより難しい場合は、当該施設整備の必要性はもとより、増加した都道府県市の区域内の施設入所者数を、都道府県市障害者福祉計画の範囲内まで削減するための計画などの提示を条件とする。

# 成果目標①-1 施設入所者の地域生活への移行に関する目標について

## 現状

- 令和元年度末の施設入所者数(127,324人)と比較した地域生活移行者の割合は、令和3年度末までの実績(2,985人)で2.3%であり、引き続き、現状の水準で推移した場合には、令和5年度末の目標値である6%を下回り、4.1%となる見込み。
- 自宅やグループホームなどへの地域移行者数は減少傾向にあり、施設入所者の重度化・高齢化や、地域で重度障害者を受け入れる体制が十分に整っていないことが要因として考えられる。

## 成果目標(案)

- 障害者総合支援法の基本理念に基づき、障害者の入所施設等から地域生活への移行を進めるため、グループホームなどにおける障害者の重度化・高齢化への対応や、地域生活支援拠点等の整備の推進等の取組を推進するとともに、施設入所者の地域生活移行者数に関して、以下の目標を設定してはどうか。

### 【成果目標(案)】

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期 (令和3～5年度)
基本指針	10% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	30% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	12% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	9% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	6% (令和元年度末～ 5年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	14.5% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	25.2% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	12.0% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	8.0% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	5.2% (令和元年度末～ 5年度末(4年間))

平成21～23年度は10月1日数値、24年度～令和2年度は3月末数値。令和3年度以降は推計。(出典：施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

## 成果目標①-2 施設入所者数の削減に関する目標について

### 現 状

- 施設入所者を障害支援区別にみると、区分5以下の利用者は減少する一方、区分6の利用者が増加している。また、年齢階級別にみると、50歳以上60歳未満は11.2%、65歳以上は37.1%で増加傾向にあり、入所者の重度化・高齢化が進んでいる。
- 直近3か年(令和元年度～令和3年度)の施設入所者数の削減の状況を踏まえ、引き続きこの水準で推移とした場合、令和元年度末の施設入所者数と比較した施設入所者数の削減の割合は令和5年度末までの4年間で約2.5%となる。これは、第6期計画における令和5年度末の目標値である1.6%を上回る。



### 成果目標(案)

- 施設には強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者など専門的支援が必要な者も入所しており、地域移行については、専門的支援の確保を含め、地域生活支援の充実・整備とともに取り組むことが必要。
- 近年の施設入所者数の削減状況を踏まえつつ、施設から地域への移行に向けた更なる取組として、施設においてすべての施設入所者の地域生活移行に関する意向について適切に意思決定支援を行いつつ確認すること、施設入所者が地域生活に移行する上で必要な支援等について施設の担当職員等が関係機関と連携して検討すること、施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を合わせて行うことを基本とすること等の取組を推進することとし、第7期計画に係る成果目標を以下のように設定してはどうか。なお、障害者支援施設における専門的支援の質の向上に向けた取組も進めていく。

### 【成果目標(案)】

- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

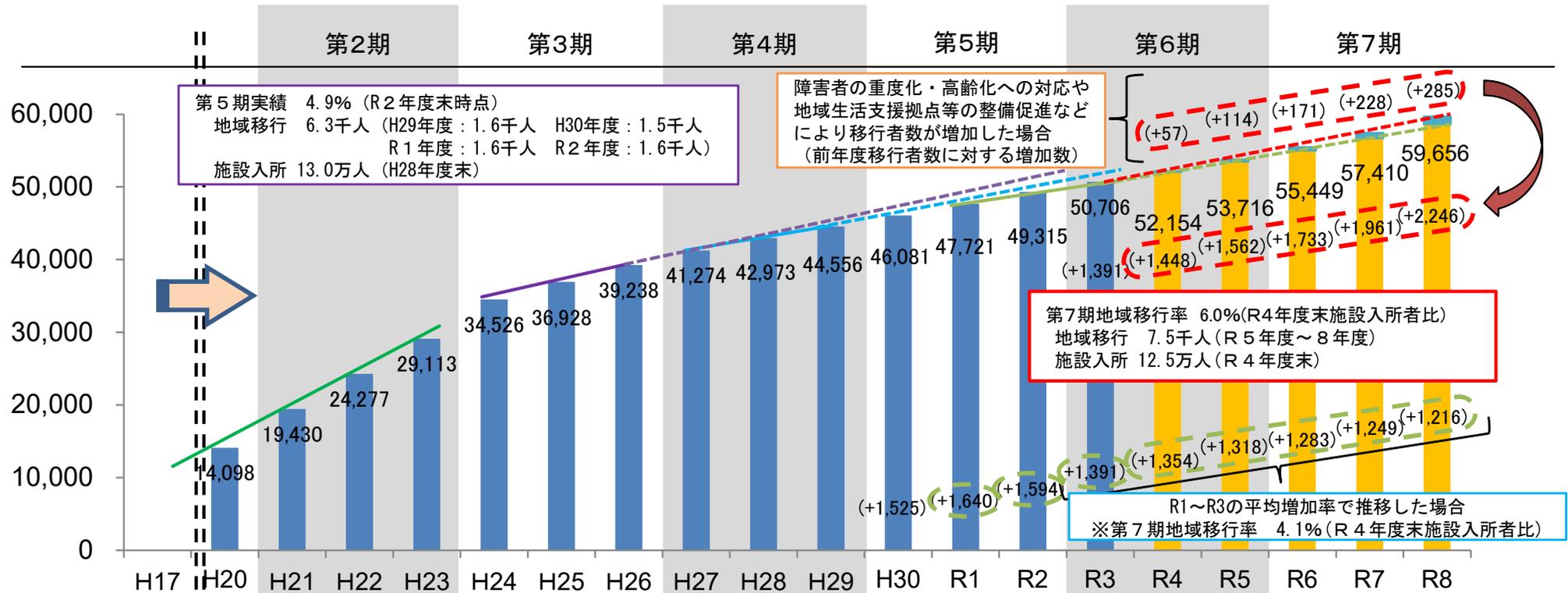
(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期 (令和3～5年度)	第7期 (令和6～8年度)
基本指針	▲7% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	▲10% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	▲4% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	▲2% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	▲1.6% (令和元年度末～ 5年度末(4年間))	▲5% (令和4年度末～ 8年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	▲8.4% (同上)	▲15.4% (同上)	▲3.8% (同上)	▲2.2% (同上)	▲2.3% (同上)	—

平成17年度、平成20～23年度は10月1日数値。24年度～令和3年度は3月末数値。(出典:国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

# 施設入所者の地域生活移行者数の推移について(参考データ)

## 施設入所者の地域生活移行者数の推移



基本指針における実績値

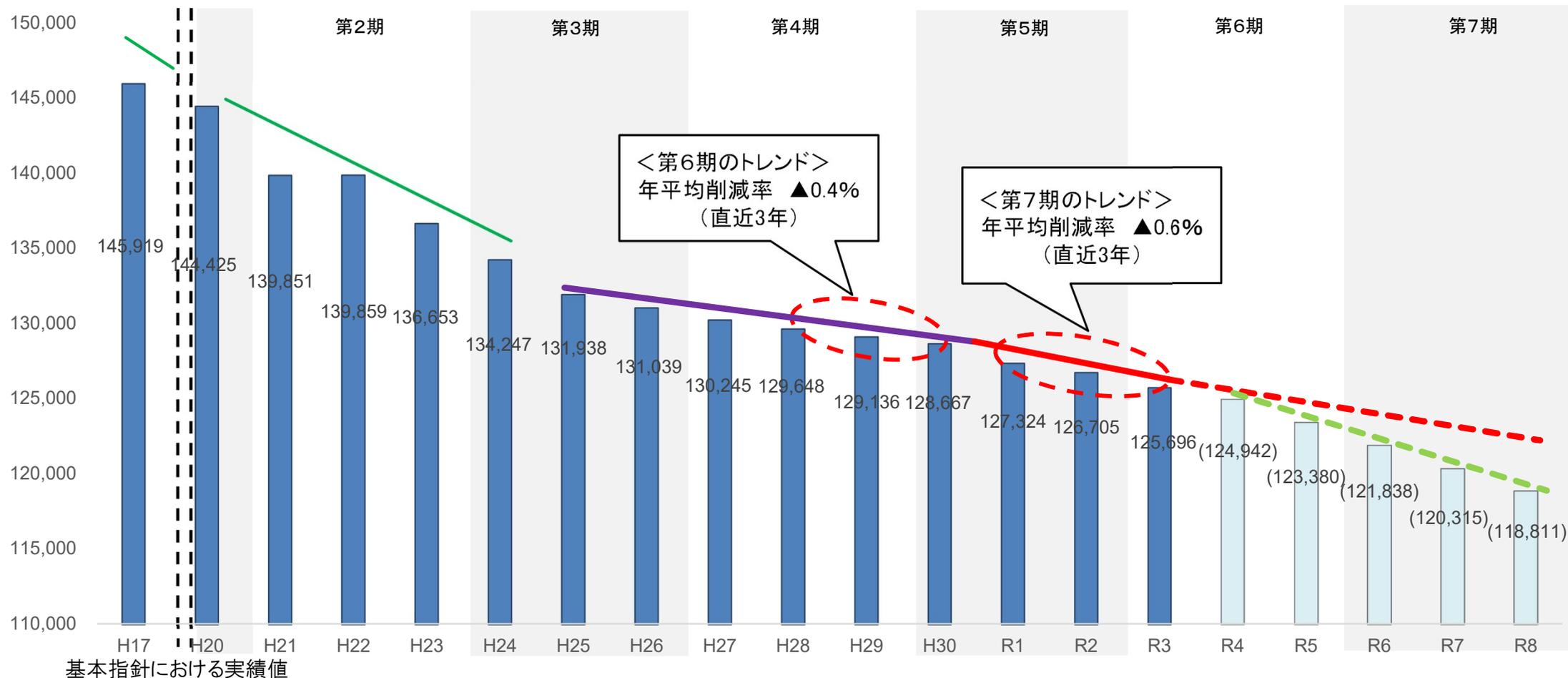
	第1～2期 (H18～23年度)	第3期 (H24～26年度)	第4期 (H27～29年度)	第5期 (H30～R2年度)	第6期 (R3～5年度)	第7期 (R6～8年度)
基本指針	10%	30%	12%	9%	6%	6%
実績値	21.8% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	26.9% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	5.8% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	4.9% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	— (令和元年度末～ 5年度末(4年間))	— (令和4年度末～ 8年度末(4年間))
	39,238人	7,628人	6,342人	—	—	

平成21～23年度は10月1日数値、24年度～令和2年度は3月末数値。令和3年度以降は推計。(出典:施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)  
 第7期地域移行率はR4年度末の施設入所者数(124,942人)とR5年度～R8年度の地域移行者数(各種対応により移行者数が増加した場合)のとを比較。

# 施設入所者数の推移について(参考データ)

令和5年1月23日 社会保障審議会障害者部会 参考資料1

## 施設入所者数の推移



	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期 (令和3～5年度)	第7期 (令和6～8年度)
基本指針	▲7%	▲10%	▲4%	▲2%	▲1.6%	▲5%
実績値	▲8.9% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	▲10.3% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	▲2.1% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	▲2.3% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	▲2.5% (見込み) (令和元年度末～ 5年度末(4年間))	— (令和4年度末～ 8年度末(4年間))
		14,975人	2,802人	2,943人	—	—

・平成17年度、平成20～23年度は10月1日数値。24年度～令和3年度は3月末数値。令和4年度以降は推計。  
 (出典: 国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

# 第7期障害福祉計画における施設入所者の削減数・地域生活移行者数等 (令和7年5月時点)

○ 基本指針において、入所者の地域生活への移行に係る目標値の設定に当たっては、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、これらに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とするとされている。(令和7年5月時点)

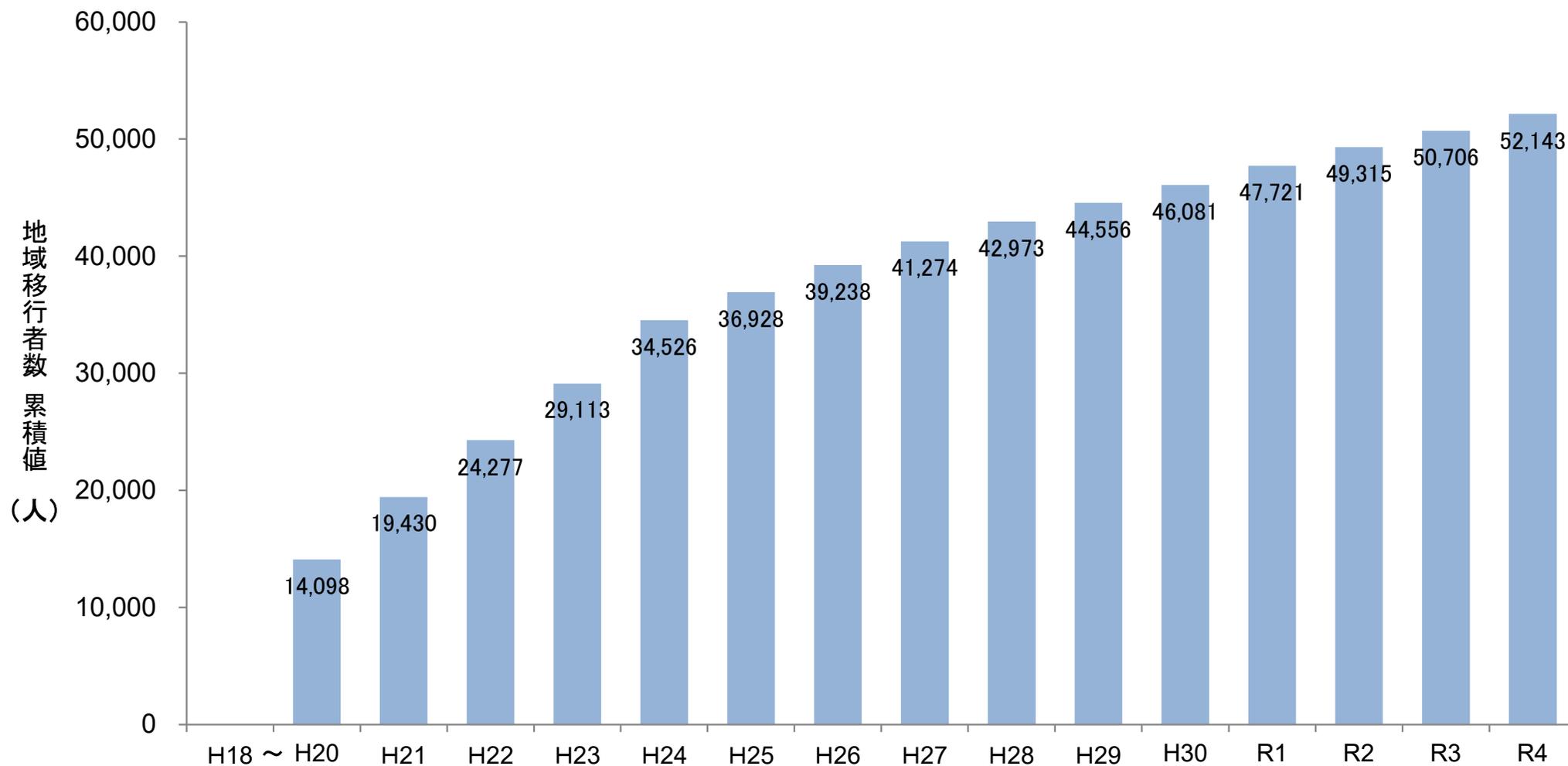
都道府県	令和4年度末時点の入所者数 (A) (人)	令和8年度末の入所者数 (B) (人)	削減見込 (C) (A) - (B) (人)	削減率 (C) / (A) (%)	地域生活移行者数 (D) (人)	地域生活移行率 (D) / (A) (%)
1 北海道	9,354	9,004	350	3.7	235	2.5
2 青森県	2,375	2,312	63	2.7	143	6.0
3 岩手県	2,029	1,890	139	6.9	113	5.6
4 宮城県	1,752	未設定	未設定	未設定	121	6.9
5 秋田県	2,350	2,232	118	5.0	73	3.1
6 山形県	1,430	1,321	109	7.6	86	6.0
7 福島県	1,957	1,877	80	4.1	60	3.1
8 茨城県	3,819	未設定	未設定	未設定	230	6.0
9 栃木県	2,174	2,174	0	0.0	30	1.4
10 群馬県	2,347	2,259	88	3.7	94	4.0
11 埼玉県	5,339	未設定	未設定	未設定	399	7.5
12 千葉県	4,355	4,355	0	0.0	198	4.5
13 東京都	7,408	7,344	64	0.9	600	8.1
14 神奈川県	4,617	4,373	244	5.3	463	10.0
15 新潟県	2,441	2,426	15	0.6	109	4.5
16 富山県	1,303	1,270	33	2.5	44	3.4
17 石川県	1,566	1,498	68	4.3	93	5.9
18 福井県	1,268	1,242	26	2.1	57	4.5
19 山梨県	1,074	998	76	7.1	81	7.5
20 長野県	2,173	2,024	149	6.9	167	7.7
21 岐阜県	2,209	2,209	0	0.0	92	4.2
22 静岡県	3,358	3,219	139	4.1	212	6.3
23 愛知県	3,915	3,732	183	4.7	238	6.1
24 三重県	1,662	1,572	90	5.4	108	6.5

都道府県	令和4年度末時点の入所者数 (A) (人)	令和8年度末の入所者数 (B) (人)	削減見込 (C) (A) - (B) (人)	削減率 (C) / (A) (%)	地域生活移行者数 (D) (人)	地域生活移行率 (D) / (A) (%)
25 滋賀県	1,027	1,009	18	1.8	60	5.8
26 京都府	2,331	2,210	121	5.2	140	6.0
27 大阪府	4,635	4,487	148	3.2	297	6.4
28 兵庫県	5,288	5,023	265	5.0	318	6.0
29 奈良県	1,303	1,243	60	4.6	60	4.6
30 和歌山県	1,188	未設定	未設定	未設定	20	1.7
31 鳥取県	926	879	47	5.1	21	2.3
32 島根県	1,244	1,177	67	5.4	77	6.2
33 岡山県	2,115	2,009	106	5.0	127	6.0
34 広島県	2,944	2,907	37	1.3	122	4.1
35 山口県	2,123	2,050	73	3.4	78	3.7
36 徳島県	1,477	1,403	74	5.0	89	6.0
37 香川県	1,000	965	35	3.5	60	6.0
38 愛媛県	2,059	1,965	94	4.6	105	5.1
39 高知県	1,250	1,257	-7	▲0.6	38	3.0
40 福岡県	6,385	6,065	320	5.0	384	6.0
41 佐賀県	1,293	1,221	72	5.6	91	7.0
42 長崎県	2,243	2,130	113	5.0	135	6.0
43 熊本県	2,760	2,622	138	5.0	166	6.0
44 大分県	1,871	1,777	94	5.0	113	6.0
45 宮崎県	1,602	1,522	80	5.0	96	6.0
46 鹿児島県	3,282	3,117	165	5.0	197	6.0
47 沖縄県	2,269	2,175	94	4.1	92	4.1
統計	124,890	120,642	4,248	3.8	6,932	5.6

(注) 未設定とは目標設定をしていない場合に記載。

# 施設入所者の地域生活移行者数の推移

障害者の入所施設からの地域移行者数は、延べ**5.2万人**(累積値)となっている。

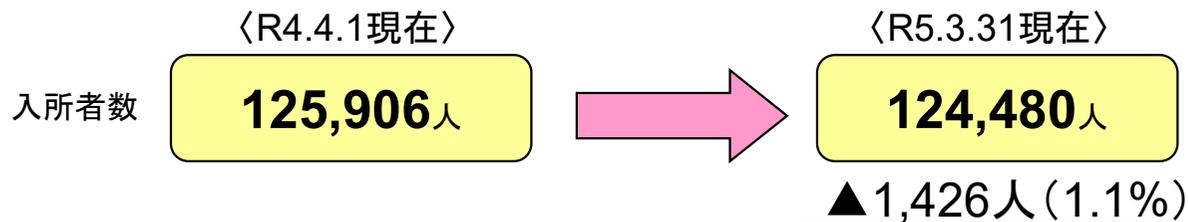


※ 平成21～23年度は10月1日数値、24年度～令和4年度は3月末数値。(出典:施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

# 施設入所者の地域生活への移行に関する状況

## 1 入所者数の推移

出典：障害福祉計画に係る実施状況報告  
地域移行アンケート



【対象施設】  
障害者支援施設  
※ 2,569施設からの回答を集計

## 2 施設退所後の居住の場の状況

### (1) 退所者の居住の場等の内訳

地域生活移行	他入所施設(障害)	他入所施設(老人)	地域移行型ホーム	病院	死亡	その他	退所者計	新規入所者
1,433人 (20.4%)	771人 (11.0%)	520人 (7.4%)	15人 (0.2%)	1,423人 (20.3%)	2,734人 (38.9%)	129人 (1.8%)	7,025人	5,599人

※「その他」には、救護施設、刑務所、所在不明等が含まれる。

### (2) 地域生活への移行状況 〈R4.4.1→R5.3.31〉



※R4.4.1の入所者数をベースとして地域生活に移行した割合 **1.1%**

### 〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活援助	宿泊型自立訓練	福祉ホーム	家庭復帰	1人暮らし・結婚等			その他	計
				公営住宅	公的賃貸住宅 (公営住宅を除く)	その他民間住宅		
709人 (49.5%)	6人 (0.4%)	12人 (0.8%)	563人 (39.3%)	29人 (2.0%)	3人 (0.2%)	83人 (5.8%)	28人 (2.0%)	1,433人

# 施設入所支援

## ○ 対象者

- 夜間において、介護が必要な者、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は通所が困難である自立訓練又は就労移行支援等の利用者
  - ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上)
  - ② 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者
  - ③ 特定旧法指定施設に入所していた者であって継続して入所している者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所によって介護等を受けることが困難な者のうち、①又は②に該当しない者若しくは就労継続支援A型を利用する者

## ○ サービス内容

- 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施
- 生活介護の利用者は、利用期間の制限なし  
自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 休日等の職員配置  
→ 利用者の状況に応じ、必要な支援を行うための勤務体制を確保
- 生活支援員 利用者数 60人以下の場合、1人以上

## ○ 報酬単価 (令和6年4月～)

### ■ 基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに、利用定員及び障害支援区分に応じ所定単位数を算定

■ 定員40人以下の場合	(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※未判定の者を含む
	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位

### ■ 主な加算

#### 重度障害者支援加算

- (I) 特別な医療を受けている利用者[28単位]  
→ 区分6であって、次に該当する者が2人以上の場合は更に22単位
  - ① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者
  - ② 重症心身障害者
- (II) 強度行動障害者に対する支援  
→ 区分6以上行動関連項目10点以上[360単位] ※中核的人材の配置・18点以上+150単位
- (II) 強度行動障害者に対する支援  
→ 区分4以上行動関連項目10点以上[180単位] ※中核的人材の配置・18点以上+150単位

#### 夜勤職員配置体制加算

- 夜勤職員の勤務体制を手厚くしている場合
  - ・ 利用定員が21人以上40人以下の場合[60単位]
  - ・ 利用定員が41人以上60人以下の場合[48単位]
  - ・ 利用定員が61人以上の場合[39単位]

※見守り機器を入所者の15%以上設置している場合、夜勤配置の緩和が可能

- ・ 利用定員が21人以上40人以下の場合 夜勤1.9人以上
- ・ 利用定員が41人以上60人以下の場合 夜勤2.9人以上
- ・ 利用定員が61人以上の場合 夜勤3人+0.9人(40の端数ごと)

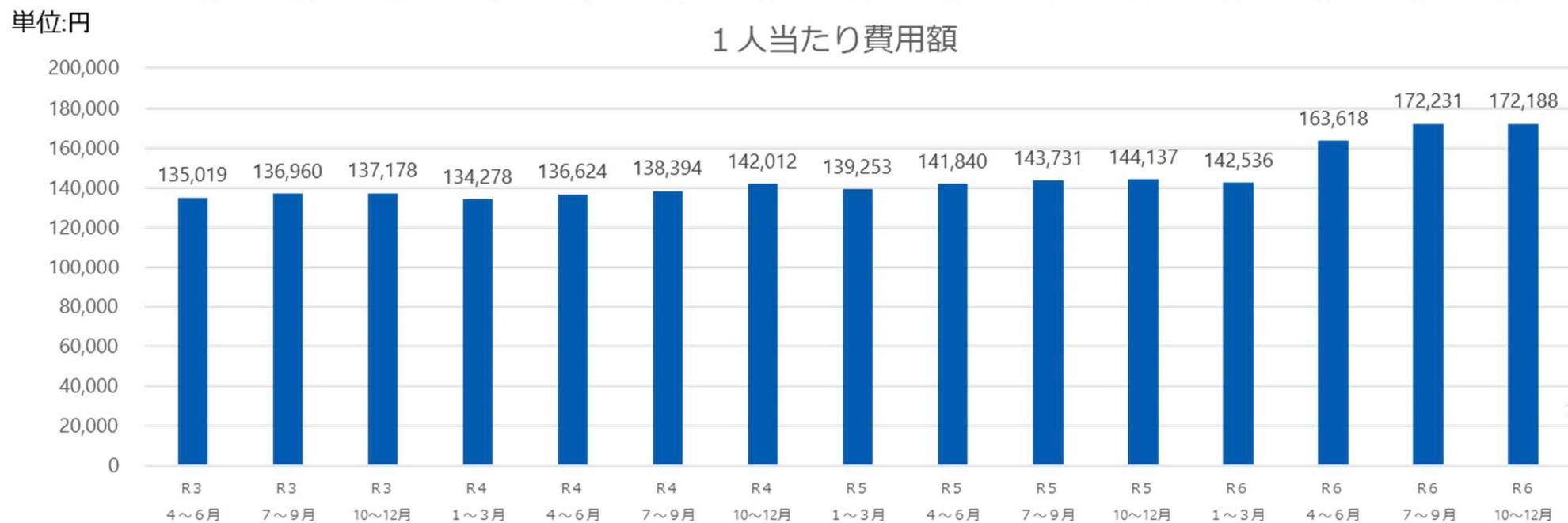
## ○ 事業所数

2,526 (国保連令和 6 年12月実績)

## ○ 利用者数

122,026 (国保連令和 6 年12月実績)

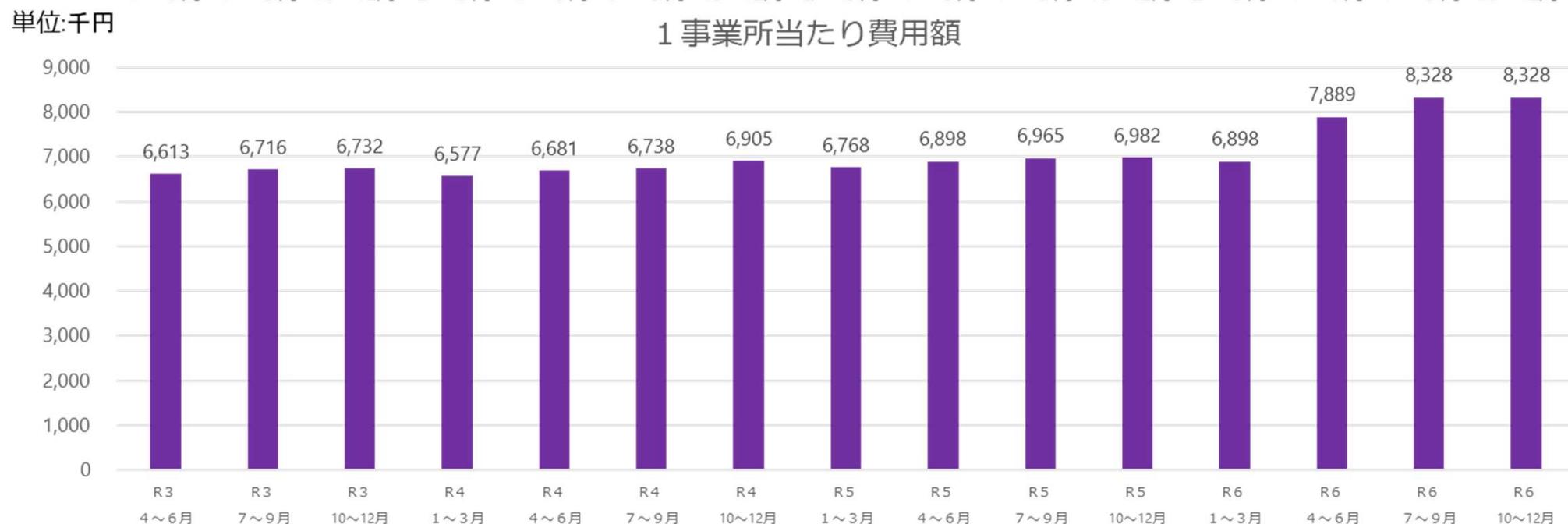
# 施設入所支援：総費用、利用人数、1人当たり費用額



出典：国保連データ

注：値は各3月分の平均値

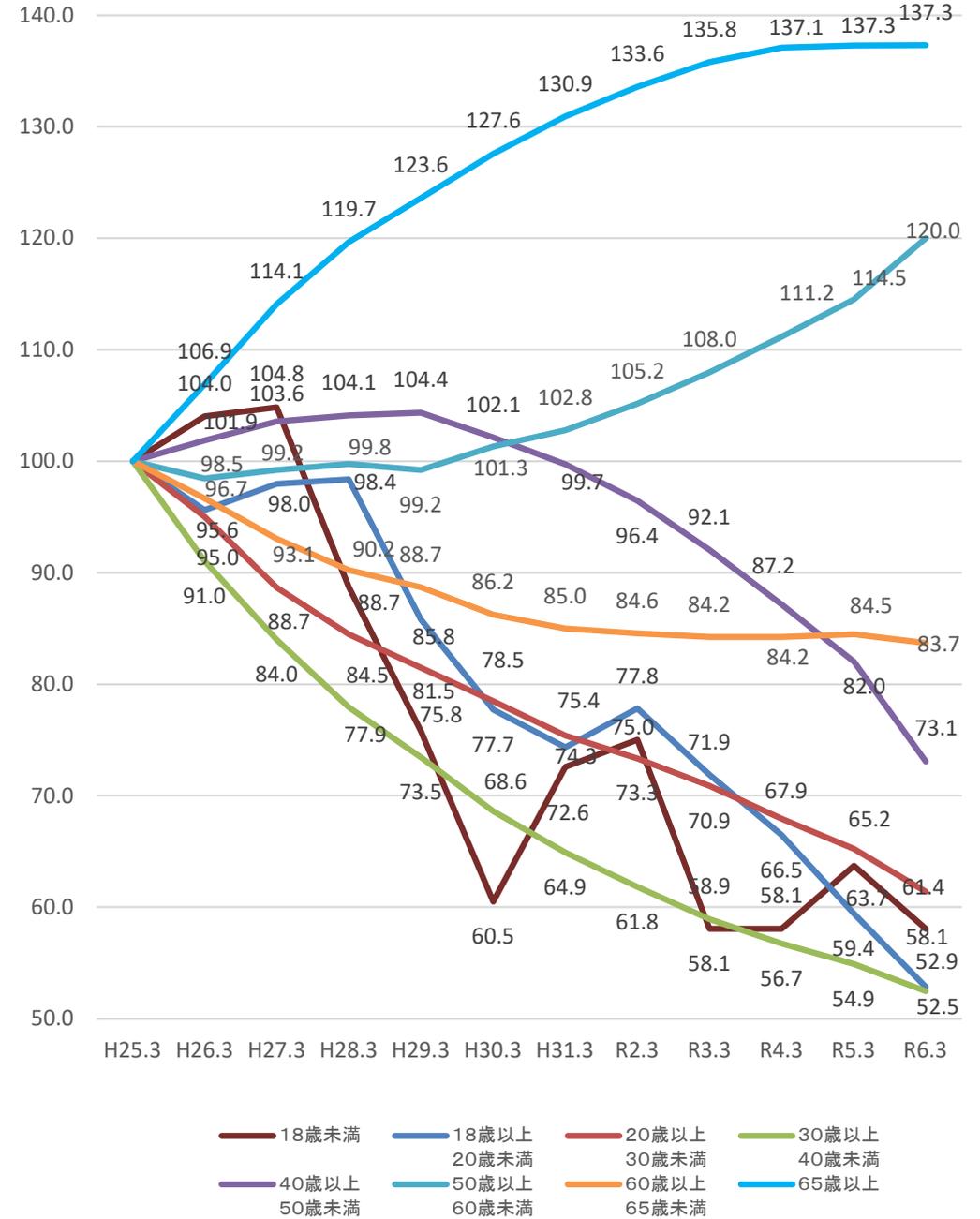
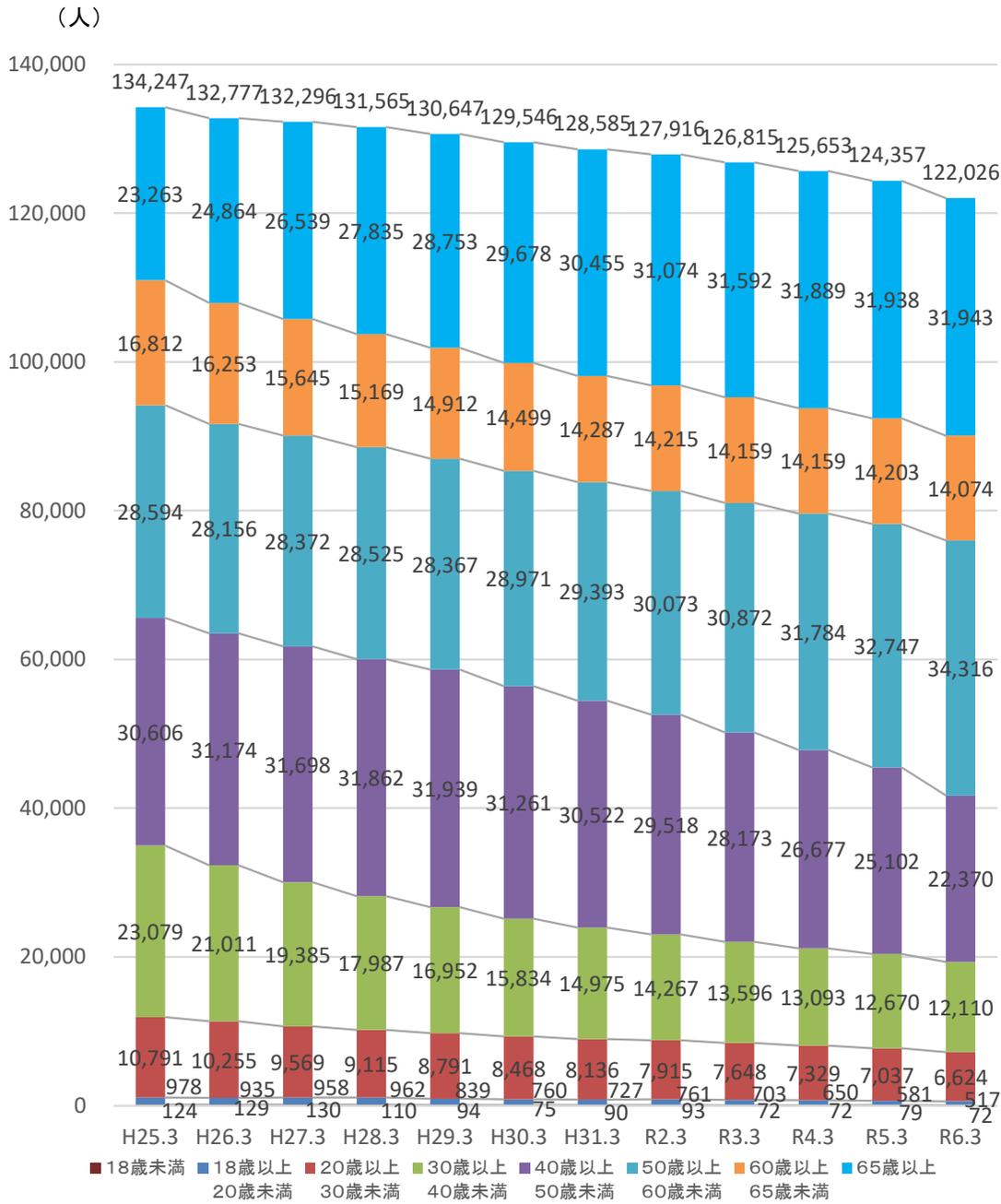
# 施設入所支援：総費用、事業所数、1事業所当たり費用額



出典：国保連データ

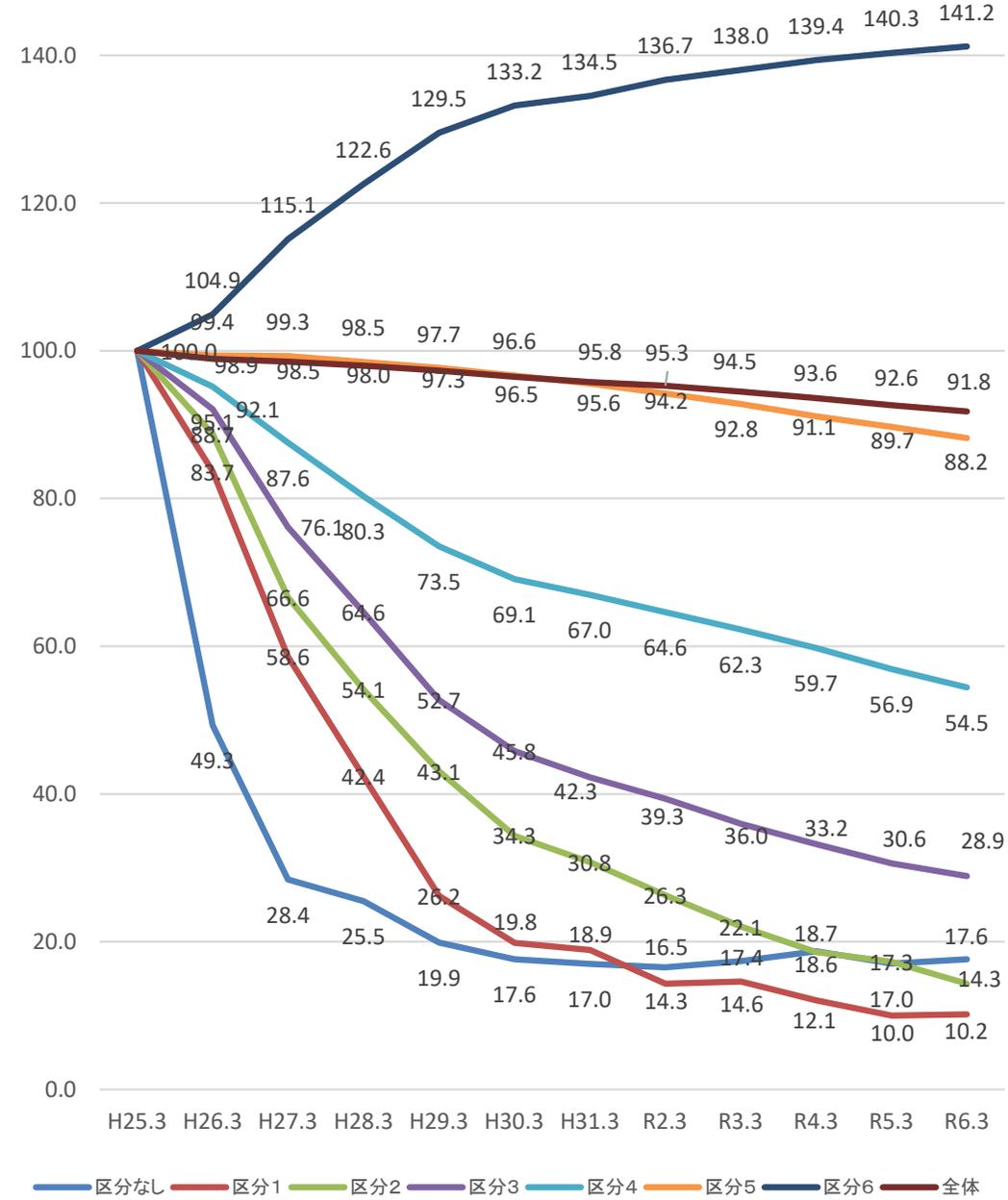
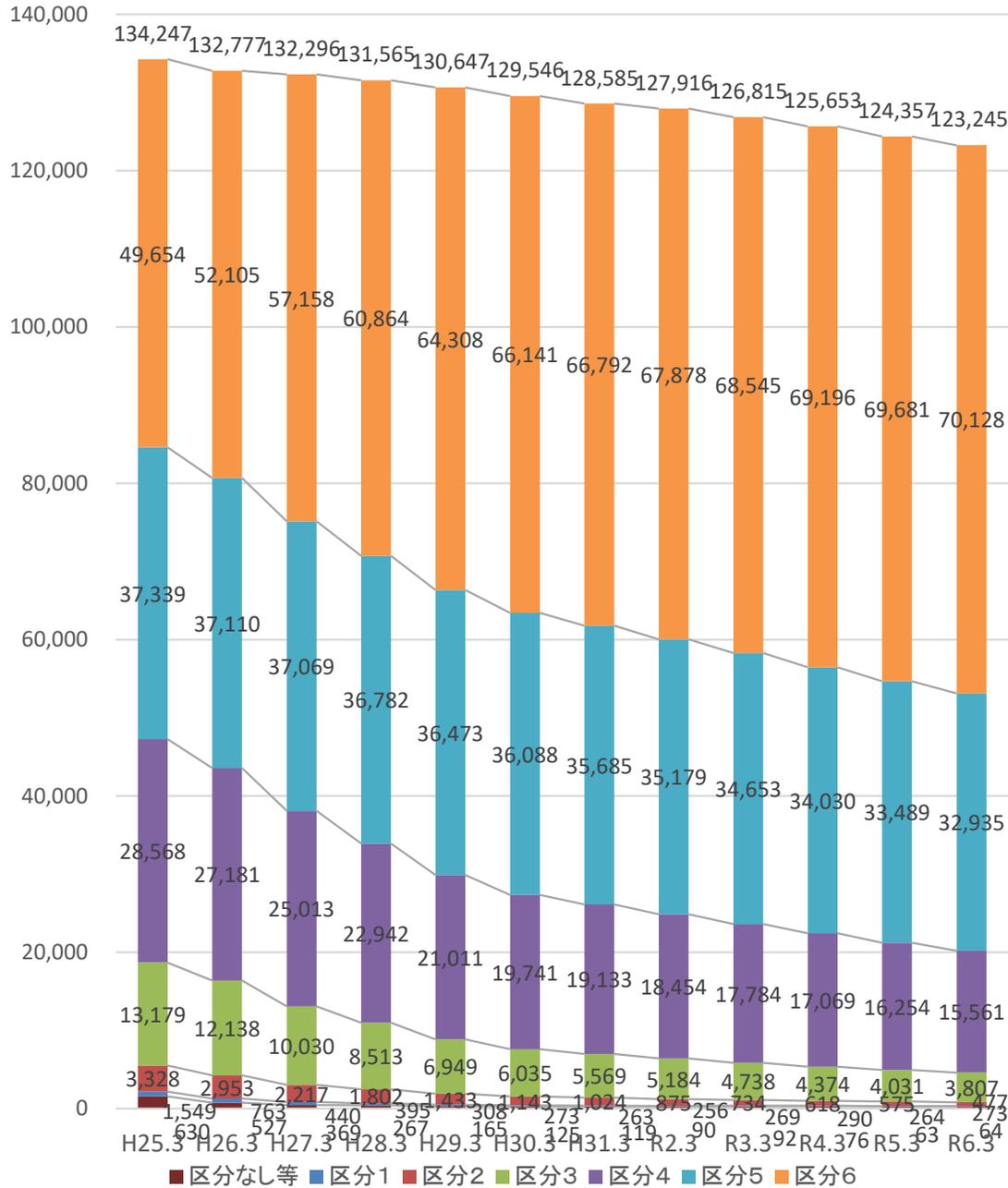
注：値は各3月分の平均値

# 施設入所支援の利用者数の推移（年齢階級別）



# 施設入所支援の利用者数の推移（障害支援区分別）

(人)



# 共同生活援助(介護サービス包括型)

## ○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者)にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。

## ○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 6:1以上
- 生活支援員 障害支援区分に応じ 2.5:1 ~ 9:1以上

## ○ 報酬単価(令和6年4月~)

### ■ 基本報酬

- 障害支援区分6の場合 [600単位] ~ 障害支援区分1以下の場合 [171単位] ● 退居後共同生活援助サービス費 [2,000単位]

### ■ 主な加算

#### 人員配置体制加算

基準上必要とされる人員数に加え、一定以上の職員を加配した場合  
12:1加配 83単位~77単位 30:1加配 33単位~31単位 等

#### 夜間支援等体制加算(Ⅰ)~(Ⅵ)

※利用者5人の場合の例  
(Ⅰ)夜勤職員を配置する場合 区分に応じ:269単位~179単位  
他、宿直職員を配置する場合、常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合等

#### 重度障害者支援加算

(Ⅰ)区分6であって重度障害者等包括支援の対象者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 360単位  
(Ⅱ)区分4以上の強度行動障害を有する者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 180単位

・起算日から180日以内+400単位~500単位  
(中核的人材を配置し、行動関連項目18点以上の者の場合+200単位)  
・中核的人材を配置し、行動関連項目18点以上の者に対し支援計画シートを作成した場合+150単位

#### 集中的支援加算

広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回(月4回を限度)  
状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位

#### 自立生活支援加算(Ⅰ)

居宅における単身等での生活を希望する等の利用者の退居に向けて、退居後の生活について相談援助・退居後に生活する居宅訪問、当該利用者及びその家族等に対して障害福祉サービス等の相談援助及び連絡調整を行った場合 1,000単位/月

#### 自立生活支援加算(Ⅲ)

居宅における単身等での生活を希望する等の利用者であって、かつ移行支援住居を設けた上で、退居後の生活について相談援助・退居後に生活する居宅訪問、当該利用者及びその家族等に対して障害福祉サービス等の相談援助及び連絡調整を行った場合 80単位

#### 強度行動障害者体験利用加算

強度行動障害を有する者が地域移行のために体験利用を行う場合であって、一定の研修を修了した者を配置する場合 400単位

#### 医療連携体制加算

看護職員が事業所を訪問して利用者に対して看護を行った場合等  
(Ⅰ)125単位 ~ (Ⅲ)32単位 他(Ⅳ)~(Ⅶ)

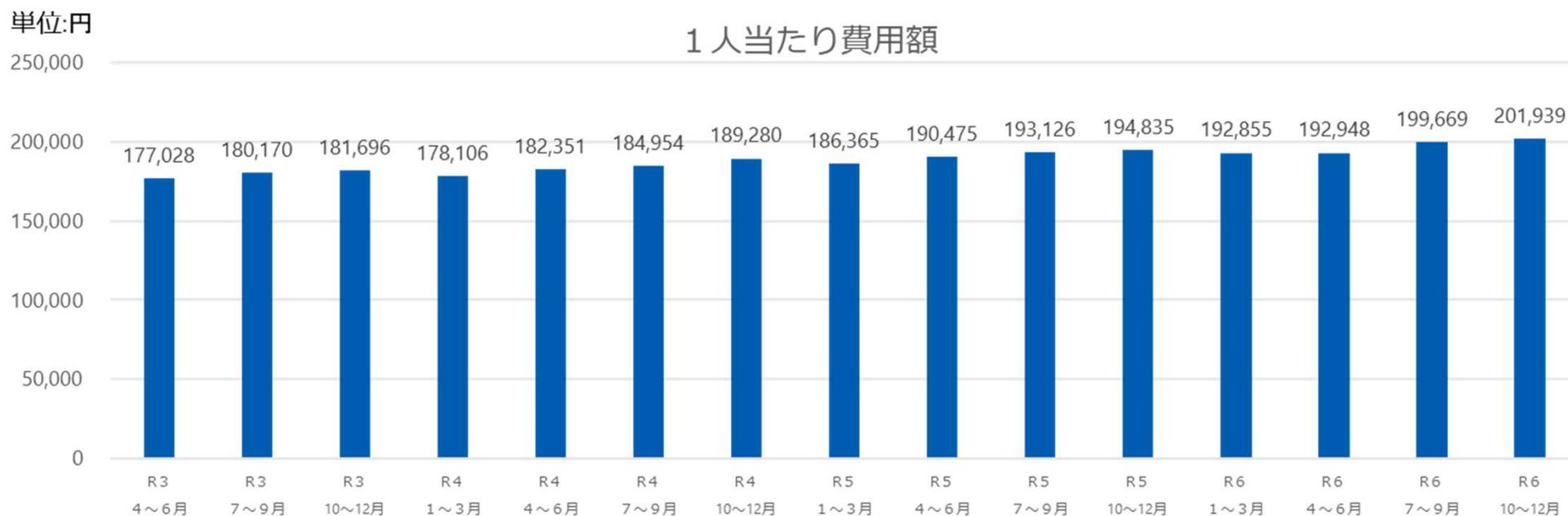
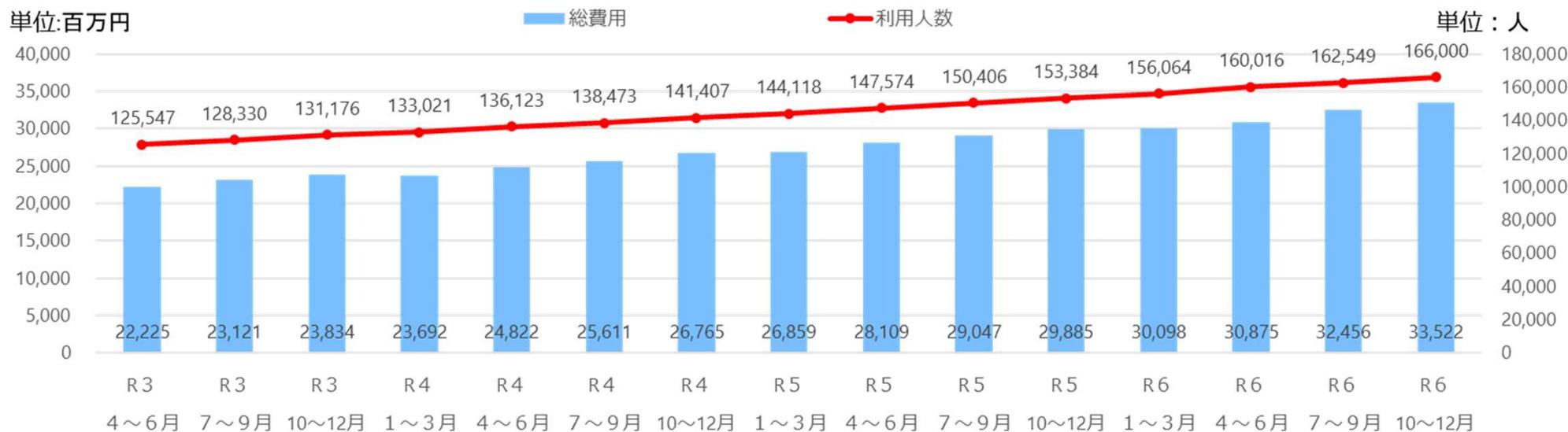
## ○ 事業所数

11,857(国保連令和 6年12月実績)

## ○ 利用者数

167,004(国保連令和 6年12月実績)

# 共同生活援助（介護サービス包括型）：総費用、利用人数、1人当たり費用額



出典：国保連データ

注：値は各3月分の平均値

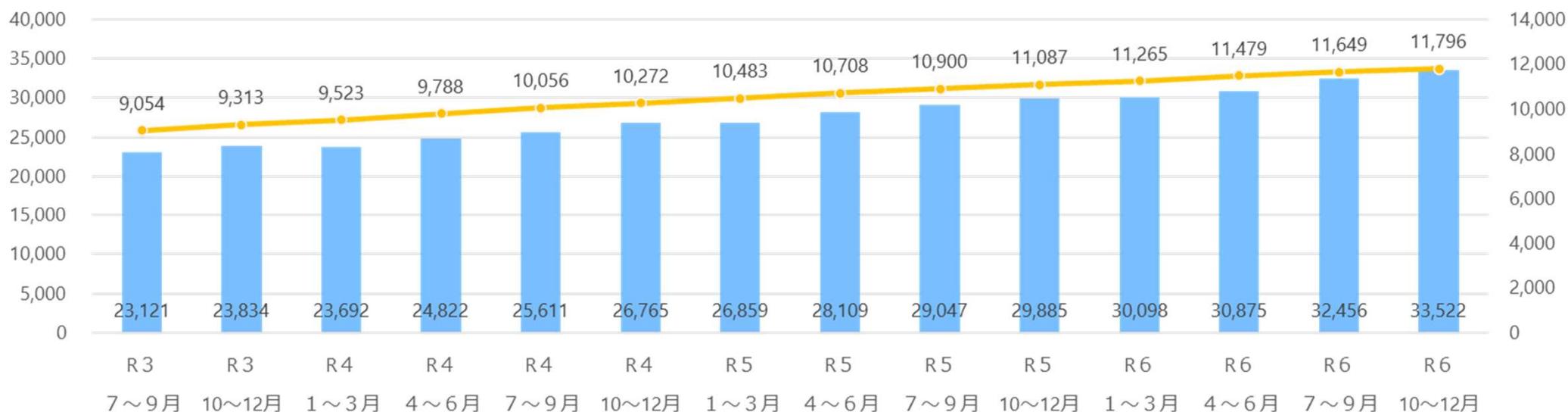
# 共同生活援助（介護サービス包括型）：総費用、事業所数、1事業所 当たり費用額

単位:百万円

総費用

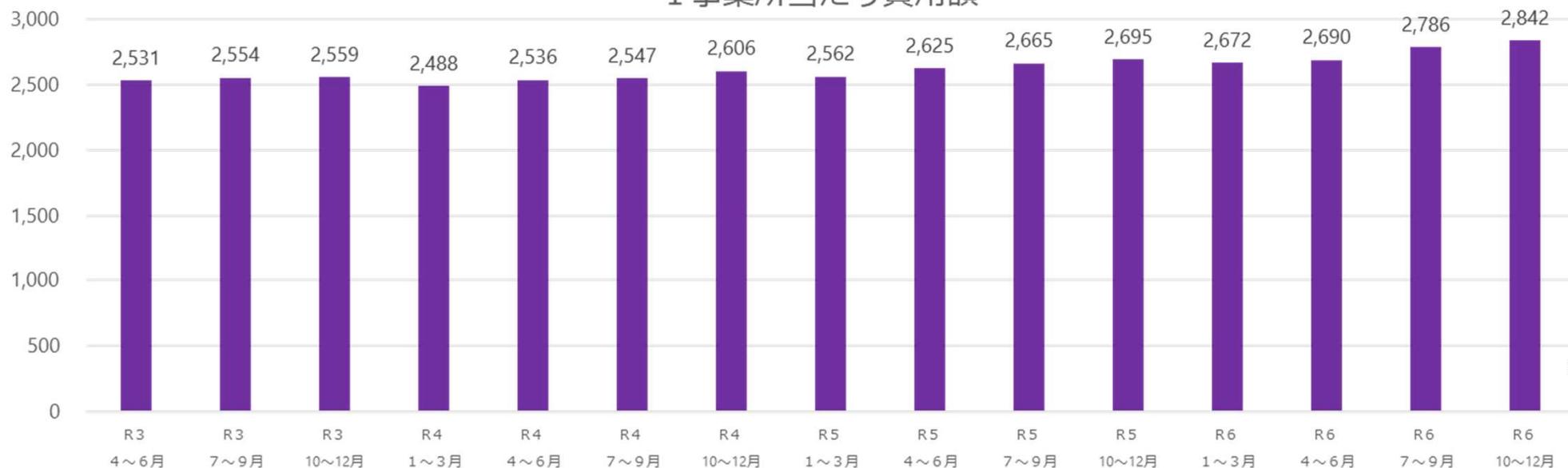
事業所数

単位:箇所



単位:千円

## 1事業所当たり費用額



出典:国保連  
データ

注:値は各3月  
分の平均値

# 共同生活援助(日中サービス支援型)

## ○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者)にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

## ○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施(昼夜を通じて1人以上の職員を配置)
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施
- 短期入所(定員1~5人)を併設し、在宅で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 5:1以上
- 生活支援員 障害支援区分に応じ  
2.5:1 ~ 9:1以上

## ○ 報酬単価(令和6年4月~)

### ■ 基本報酬

GHにおいて日中支援を実施した場合 障害支援区分6 [997単位] ~ 障害支援区分3 [524単位]  
 日中活動サービス事業所等を利用した場合 障害支援区分6 [765単位] ~ 障害支援区分1以下 [253単位]

1日毎に  
切替可

### ■ 主な加算

#### 人員配置体制加算

基準上必要とされる人員数に加え、一定以上の職員を加配した場合  
 7.5:1加配 138単位~121単位 20:1加配 53単位~45単位 等

#### 夜勤職員加配加算

基準で定める夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜間支援従事者を1以上追加で配置した場合 149単位

#### 重度障害者支援加算

(I)区分6であつて重度障害者等包括支援の対象者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 360単位  
 (II)区分4以上の強度行動障害を有する者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 180単位  
 ・起算日から180日以内+400単位~500単位  
 (中核的人材を配置し、行動関連項目18点以上の者の場合+200単位)  
 ・中核的人材を配置し、行動関連項目18点以上の者に対し支援計画シートを作成した場合+150単位

#### 自立生活支援加算(II)

居宅における単身等での生活を希望する等の利用者の退居に向けて、退居後の生活について相談援助・退居後に生活する居宅訪問、当該利用者及びその家族等に対して障害福祉サービス等の相談援助及び連絡調整を行った場合、又は退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合 500単位

#### 集中的支援加算

広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回(月4回を限度)  
 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位

#### 強度行動障害者体験利用加算

強度行動障害を有する者が地域移行のために体験利用を行う場合に、一定の研修を修了した者を配置する場合 400単位

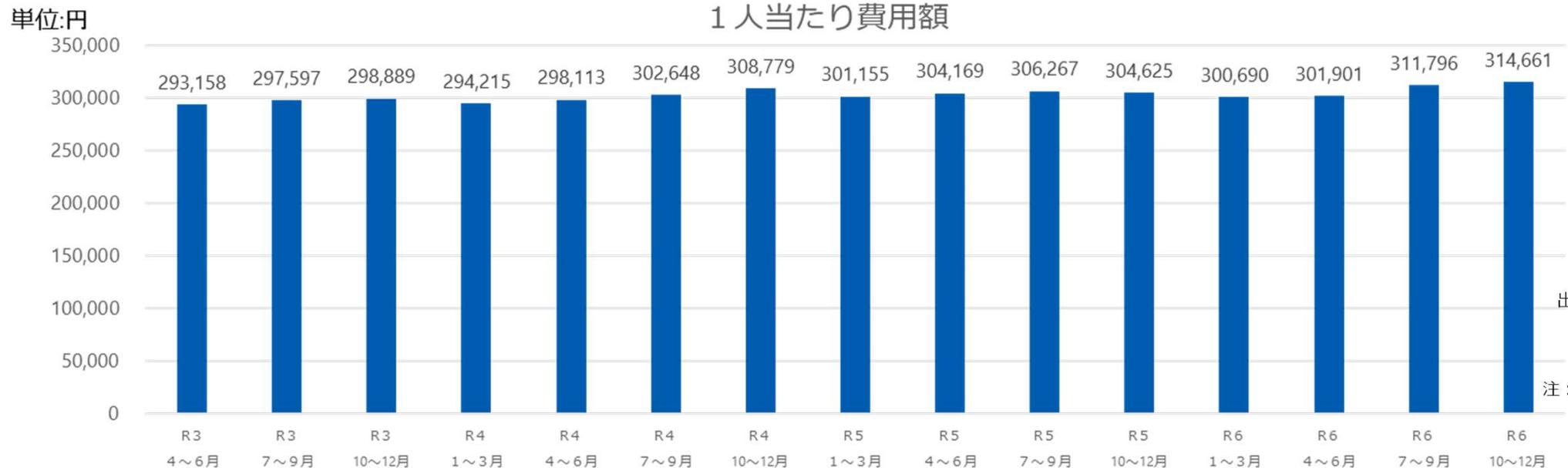
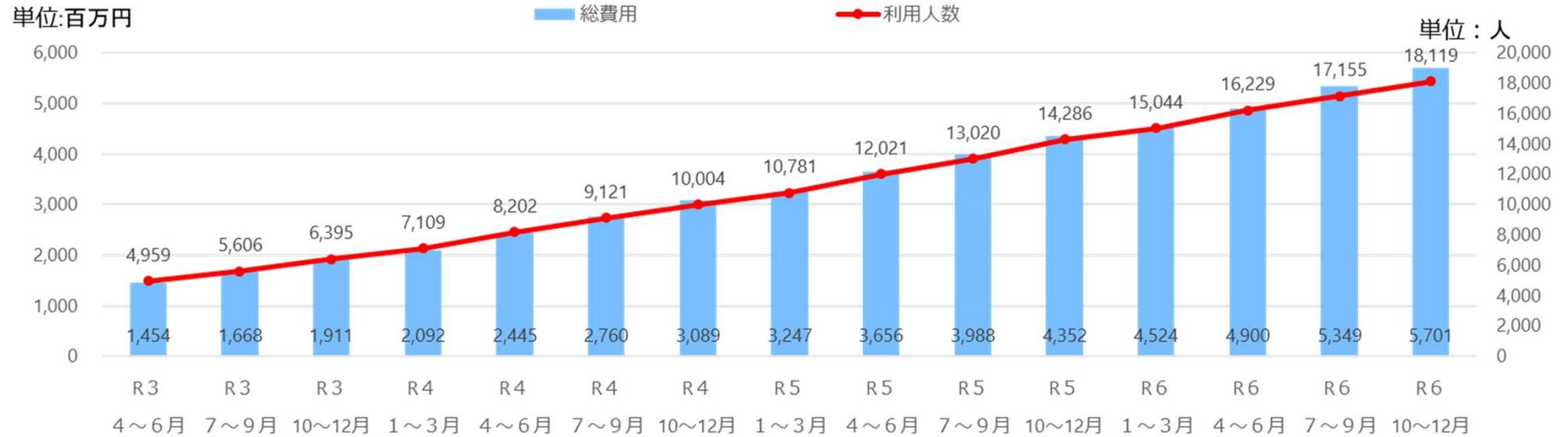
## ○ 事業所数

1,242 (国保連令和 6 年 12月実績)

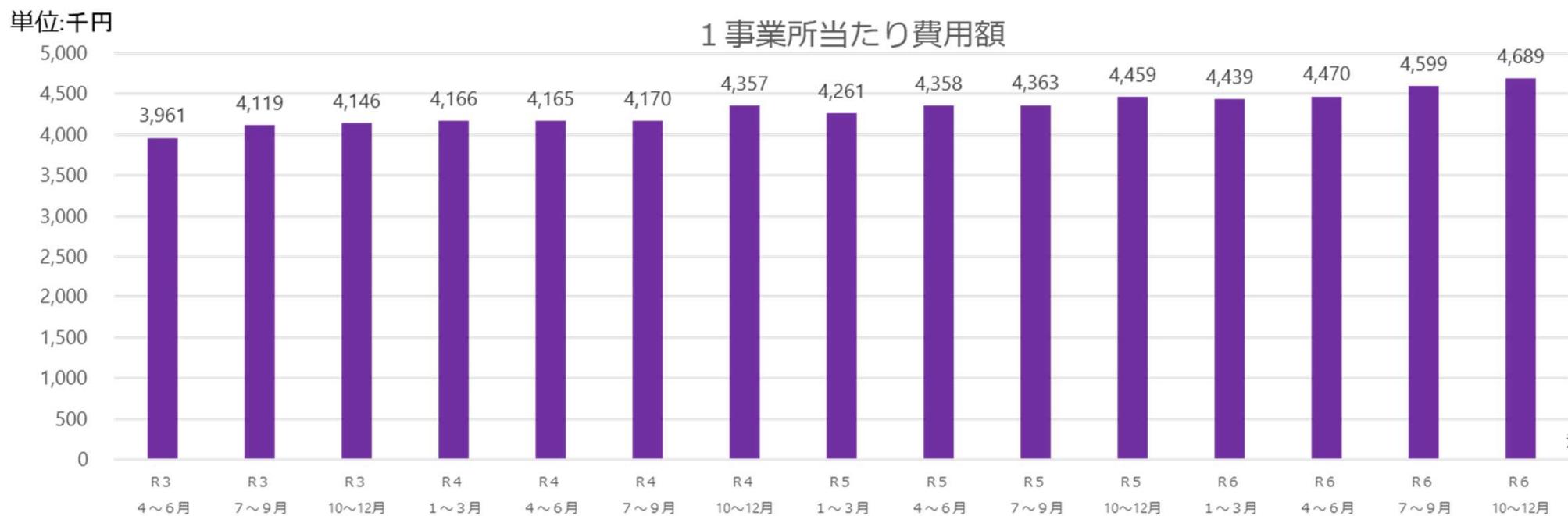
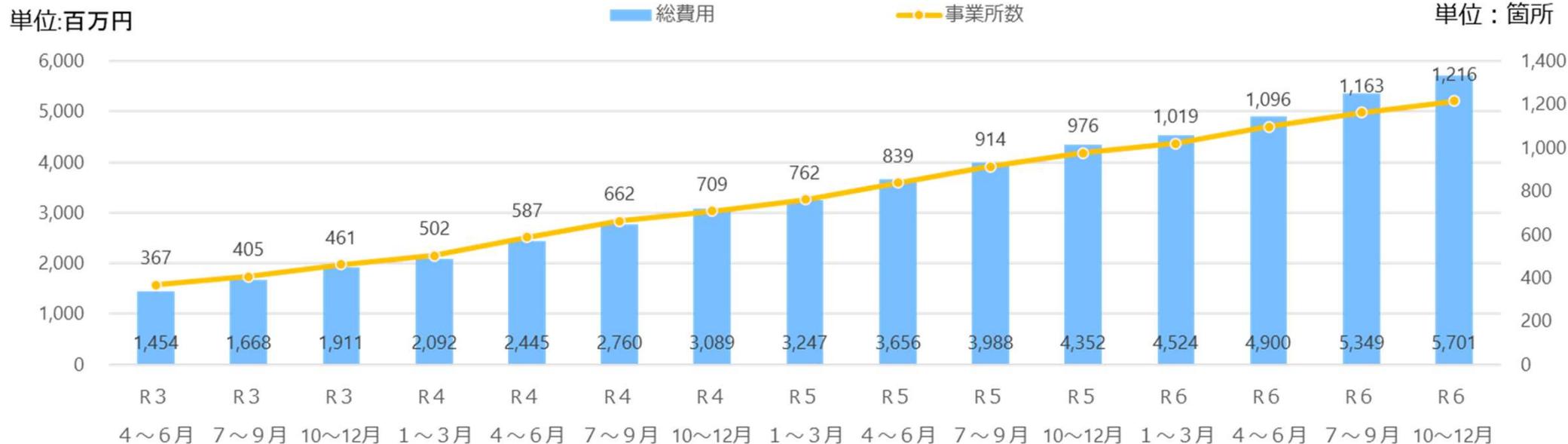
## ○ 利用者数

18,441 (国保連令和 6 年 12月実績) 41

# 共同生活援助（日中サービス支援型）：総費用、利用人数、1人当たり費用額



# 共同生活援助（日中サービス支援型）：総費用、事業所数、1事業所 当たり費用額



# 共同生活援助(外部サービス利用型)

## ○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

## ○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談その他日常生活上の援助を実施
- 利用者の状態に応じて、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施(外部の居宅介護事業所に委託)
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 6:1以上(当面は10:1以上)
- ※介護の提供は受託居宅介護事業所が行う

## ○ 報酬単価(令和6年4月～)

### ■ 基本報酬

- 世話人 6:1 [171単位] ～ 世話人10:1 [115単位]  
※利用者に対し受託居宅介護サービスを行った場合は、サービスに要する標準的な時間に応じて受託介護サービス費を併せて算定 [96単位～]
- 退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費 [2,000単位] ※自立生活支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を当該住居において算定されていた者に限る。

### ■ 主な加算

#### 人員配置体制加算

基準上必要とされる人員数に加え、一定以上の職員を加配した場合  
12:1加配 73単位 30:1加配 28単位

#### 医療連携体制加算

看護職員が事業所を訪問して利用者に対して看護を行った場合等  
(Ⅰ)125単位 ～(Ⅲ)32単位 他(Ⅳ)～(Ⅶ)

#### 夜間支援等体制加算(Ⅰ)～(Ⅵ) ※利用者5人の場合の例

(Ⅰ)夜勤職員を配置する場合 区分に応じ:269単位～179単位  
(Ⅱ)宿直職員を配置する場合 90単位  
(Ⅲ)常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位  
<(Ⅰ)の夜勤職員に加え事業所単位で以下の職員を追加配置する場合(Ⅳ)～(Ⅵ)もあり>

#### 自立生活支援加算(Ⅰ)

居宅における単身等での生活を希望する等の利用者の退居に向けて、退居後の生活について相談援助・退居後に生活する居宅訪問、当該利用者及びその家族等に対して障害福祉サービス等の相談援助及び連絡調整を行った場合 1,000単位/月

#### 自立生活支援加算(Ⅲ)

居宅における単身等での生活を希望する等の利用者であつて、かつ移行支援住居を設けた上で、退居後の生活について相談援助・退居後に生活する居宅訪問、当該利用者及びその家族等に対して障害福祉サービス等の相談援助及び連絡調整を行った場合 80単位

## ○ 事業所数

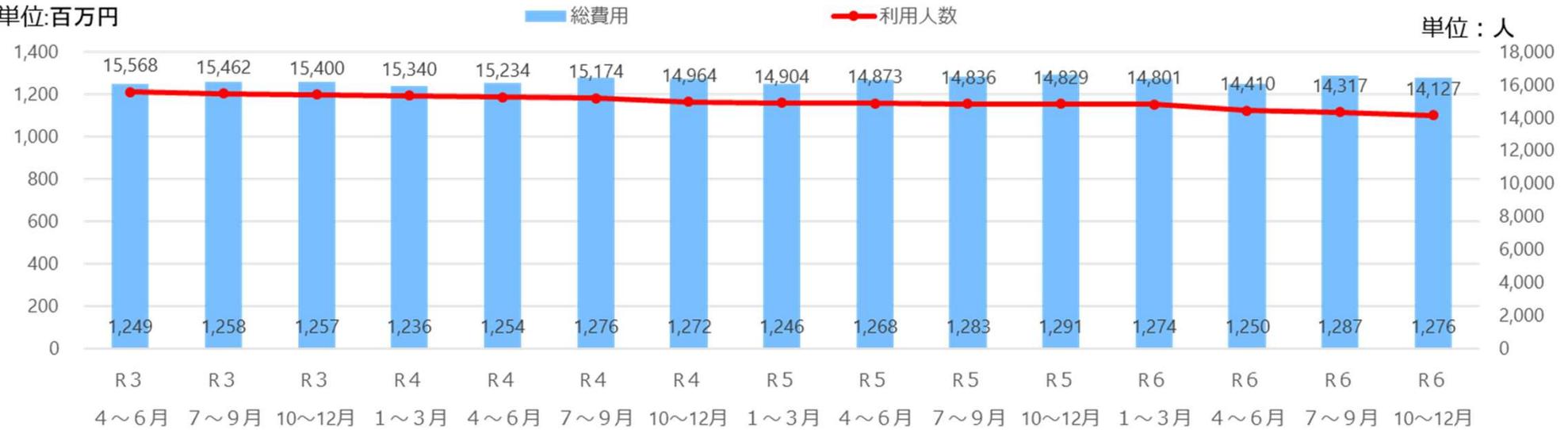
1,148 (国保連令和 6 年 12月実績)

## ○ 利用者数

14,105 (国保連令和 6 年 12月実績) 44

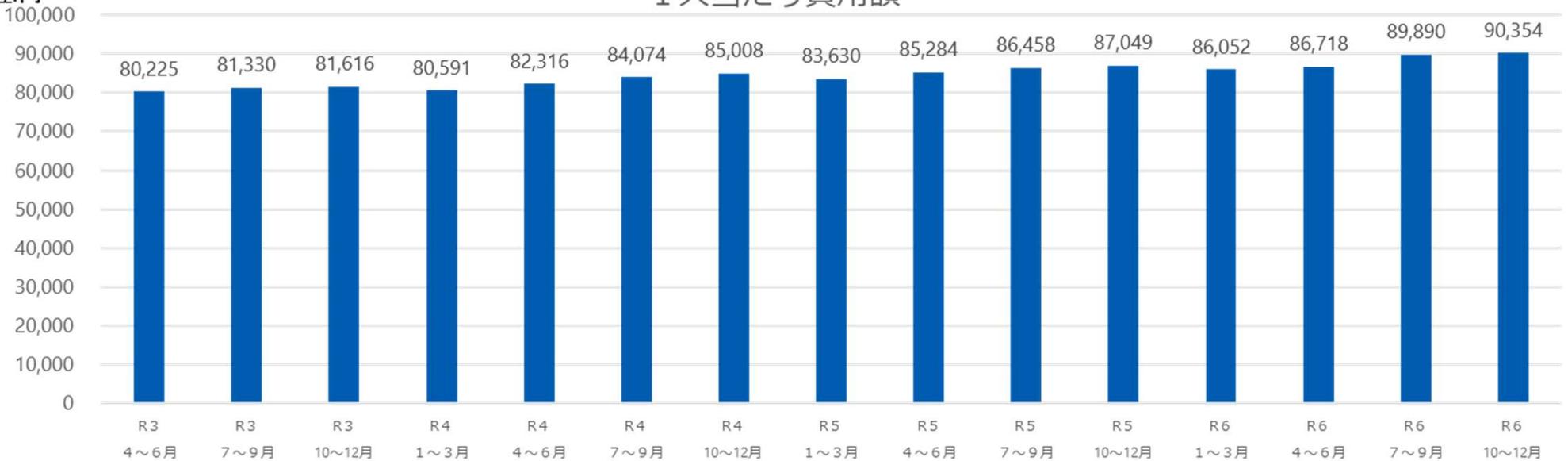
# 共同生活援助（外部サービス利用型）：総費用、利用人数、1人当たり費用額

単位:百万円



単位:円

## 1人当たり費用額

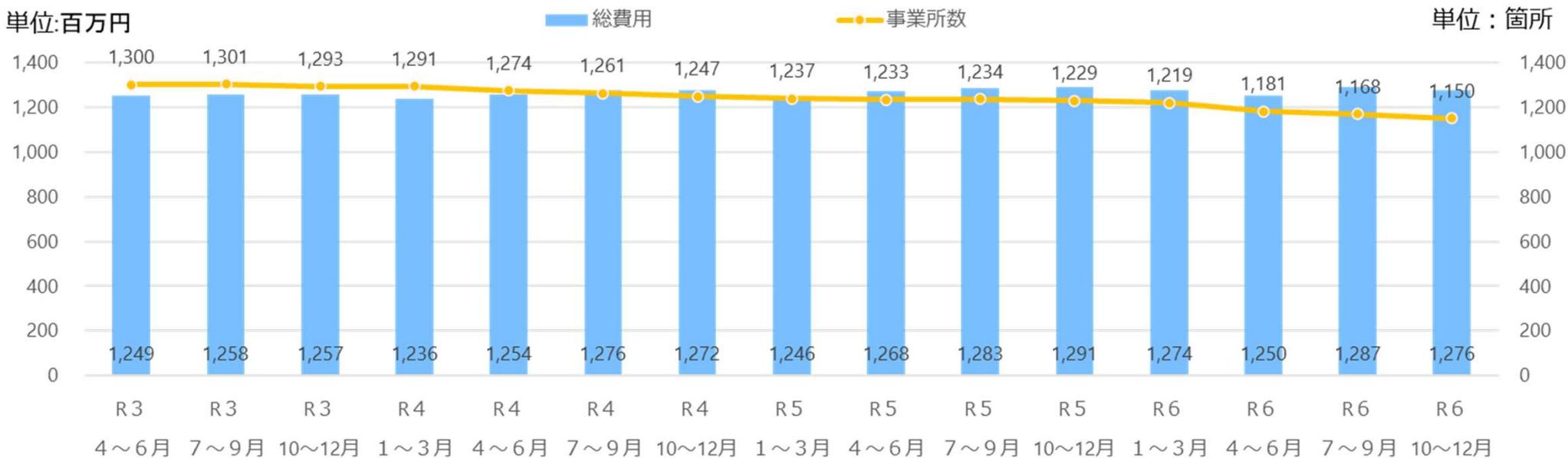


出典：国保連データ

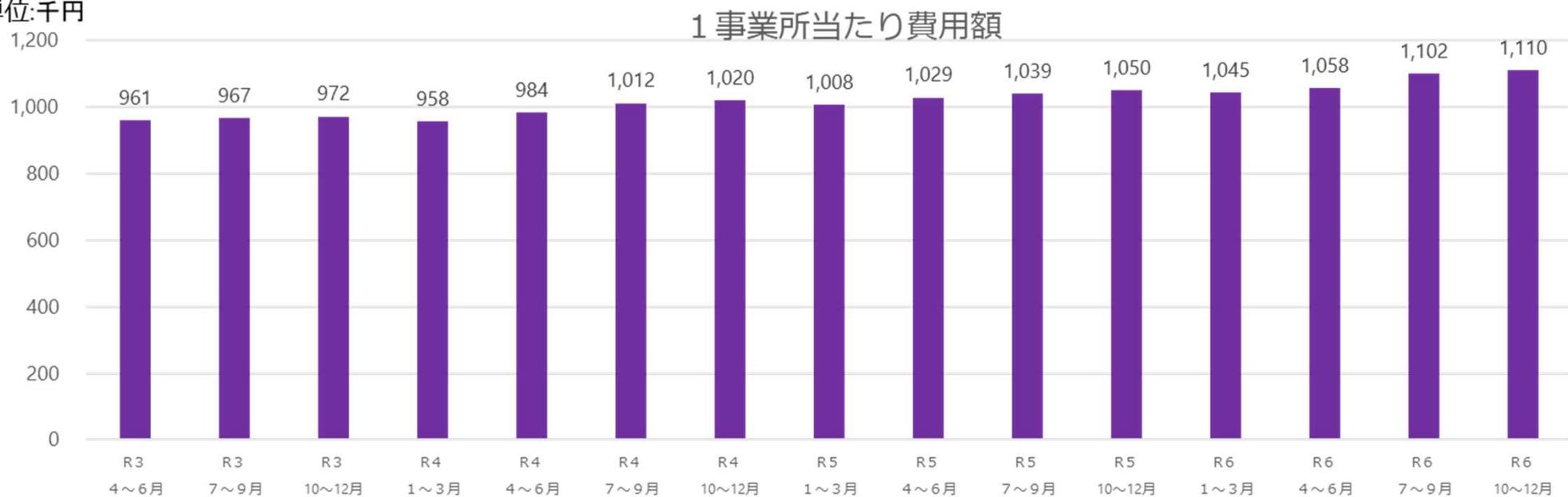
注：値は各3月分の平均値

# 共同生活援助（外部サービス利用型）：総費用、事業所数、1事業所 当たり費用額

単位:百万円



単位:千円



出典：国保連  
データ

注：値は各3月  
分の平均値